

平成 28 年 6 月 29 日

安曇野市教育委員会

平成 28 年 6 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
平成 28 年 6 月 29 日提出	(課長) 古幡 彰 (センター長) 曽根原 正之 (担当) 宮澤 慎二

タイトル	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	学校給食費会計事務処理規程の一部改正に伴う協議
要旨	幼稚園業務が補助執行により、子ども支援課で行うようになったため、安曇野市学校給食センター条例及び安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部が改正され、これに伴う事務処理規程の改正である。
説明	<p>1 一部改正の理由</p> <p>(条文の改正) 第 3 条 安曇野市学校給食センター条例の第 2 条から、幼稚園が削除されたことによる年間基準日数の項目の変更と、小中学校の基準日数の変更項目の追加。</p> <p>(条文の改正) 第 12 条 安曇野市学校給食センター運営委員会規則第 4 条及び 5 条において監事の人数及び選任方法が明記されたため、ここでは会計監査の方法について記載する。</p> <p>(条文の改正) 第 14 条 安曇野市学校給食センター条例の第 2 条から、幼稚園が削除されたことにより、必要でない書類の削除と共に伴う項目番号の繰り上げ。</p> <p>(条文の改正) 第 15 条 安曇野市学校給食センター条例の第 2 条から、幼稚園が削除されたことにより、米飯の購入がないため削除する、また字句表現の訂正。 (幼稚園が削除されたことにより、字句等の修正が条文中に発生した。)</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市学校給食会計事務処理規程（平成27年安曇野市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第1条中「5条」を「3条」に改める。

第3条中 「ただし、学校行事等により変更が必要なときは、予算編成前に学校と給食センターで協議を行い変更することができる。」を加える。

同条1項(1)の幼稚園167日を削除し、以下を繰り上げる。

第5条1項中 「並びに幼稚園長」を削除する。

同項「学校長等」の等を削除する。

同条3項中 「学校長等」の等及び「又は幼児」を削除し、「若しく」を「又」に改める。

第6条中 「学校長等」の等を削除する。

第12条中 第1項を「会計監査の実施は、年2回とする。」に改める。

同条中 第2項を「会計監査及び監査資料の作成については、外部機関よりの助言及び説明を受けることができる。」に改める。

第14条1項(15)の「米飯」の飯を削除する。

同条同項 (18)を削除し、以下を繰り上げる。

第15条中 「すべて」を「全て」に改める。また「若しく」は「又」に改め、米飯は削除する。

附 則

この告示は、平成28年7月 日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 改正</p> <p>平成23年 3月24日教委告示第3号 平成24年 3月30日教委告示第1号 平成25年 3月25日教委告示第1号 平成26年 7月 1日教委告示第24号 平成26年 7月 1日教委告示第26号 平成27年 1月26日教委告示第3号 平成27年 3月31日教委告示第11号 平成27年 4月24日教委告示第14号 平成28年 月 日教委告示第 号</p> <p>安曇野市学校給食費会計事務処理規程 (趣旨)</p>	<p>○安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 改正</p> <p>平成23年 3月24日教委告示第3号 平成24年 3月30日教委告示第1号 平成25年 3月25日教委告示第1号 平成26年 7月 1日教委告示第24号 平成26年 7月 1日教委告示第26号 平成27年 1月26日教委告示第3号 平成27年 3月31日教委告示第11号 平成27年 4月24日教委告示第14号 平成28年 月 日教委告示第 号</p> <p>安曇野市学校給食費会計事務処理規程 (趣旨)</p>

第1条 この規程は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第3条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター（以下「センター」という。）が学校給食を行うための原材料費に要する学校給食費（以下「給食費」という。）に係わる学校給食会計の事務処理に関する事項を定めるものとする。

（給食費の納入）

第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合には、翌営業日）までに納入しなければならない。

2 センター所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。

第1条 この規程は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第5条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター（以下「センター」という。）が学校給食を行うための原材料費に要する学校給食費（以下「給食費」という。）に係わる学校給食会計の事務処理に関する事項を定めるものとする。

（給食費の納入）

第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合には、翌営業日）までに納入しなければならない。

2 センター所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。

改正後	改正前
<p>3 センター所長は、第1項の口座振替を行う場合において、指定した日に引き落としができなかつたときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合には、翌営業日）に再振替を行うものとする。</p> <p>（基準給食日数）</p> <p>3 条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が必要なときは、予算編成前に学校と給食センターで協議を行い変更することができる。</p> <p>(1) <u>幼稚園167日</u> (1) 小学校203日 (2) 中学校200日</p>	<p>3 センター所長は、第1項の口座振替を行う場合において、指定した日に引き落としができなかつたときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合には、翌営業日）に再振替を行うものとする。</p> <p>（基準給食日数）</p> <p>第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が必要なときは、予算編成前に学校と給食センターで協議を行い変更することができる。</p> <p>(1) 幼稚園167日 (2) 小学校203日 (3) 中学校200日</p>
<p>（給食費の決定及び徴収）</p> <p>第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。</p> <p>2 每月徴収する給食費の額は、その年度に納入すべき給食費の額を10か月で除して得た額（以下「月額」という。）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめセンター所長と協議したときは、この限りでない。</p> <p>3 年度の中途から転出入した者の給食費の額は、当該年度に納入すべき給食費を基準給食日数で除し、円未満を切り捨てた額（以下「日額」という。）を、1日当りの金額とし、実給食日数に乘じた額を、その年度の給食費の額とする。</p> <p>（給食の開始停止）</p> <p>第5条 小学校長及び中学校長並びに幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、給食の開始又は停止をする場合は、センターやセントラル（以下「センター」といいます。）に連絡し、連絡後4日以内に給食停止を提出する。</p>	<p>（給食費の決定及び徴収）</p> <p>第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。</p> <p>2 每月徴収する給食費の額は、その年度に納入すべき給食費の額を10か月で除して得た額（以下「月額」という。）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、あらかじめセンター所長と協議したときは、この限りでない。</p> <p>3 年度の中途から転出入した者の給食費の額は、当該年度に納入すべき給食費を基準給食日数で除し、円未満を切り捨てた額（以下「日額」という。）を、1日当りの金額とし、実給食日数に乗じた額を、その年度の給食費の額とする。</p> <p>（給食の開始停止）</p> <p>第5条 小学校長及び中学校長並びに幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、給食の開始又は停止をする場合は、センターやセントラル（以下「センター」といいます。）に連絡し、連絡後4日以内に給食停止を提出する。</p>

改正後	改正前
場合にはあつては、徴収すべき給食費から、次に掲げる日数分の金額を減額する。 (1) 停止予定期間の初日の3日前までに給食届出書の提出があつた場合 停止日数分 (2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数分	場合にはあつては、徴収すべき給食費から、次に掲げる日数分の金額を減額する。 (1) 停止予定期間の初日の3日前までに給食届出書の提出があつた場合 停止日数分 (2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数分
2 学級単位の停止の場合 停止予定期間の初日の2週間前までに給食届出書の提出があつたときは、日額で算定した額で減額する。	2 学級単位の停止の場合 停止予定期間の初日の2週間前までに給食届出書の提出があつたときは、日額で算定した額で減額する。
3 届出をした減額分は、当該学校長等が児童生徒又は保護者若しくは職員に還付する。 (滞納処理)	3 届出をした減額分は、当該学校長等が児童生徒又は保護者若しくは職員に還付する。 (滞納処理)
第6条 給食費の滞納分は、原則として年度末までに学校長等が集金して納入する。ただし、年度末までに処理できないものは、次年度に滞納繰越として処理する。 (会計事務)	第6条 給食費の滞納分は、原則として年度末までに学校長等が集金して納入する。ただし、年度末までに処理できないものは、次年度に滞納繰越として処理する。 (会計事務)
第7条 給食費に関する出納その他会計事務は、所長の職にあるものをもつて充てる。 (会計年度)	第7条 給食費に関する出納その他会計事務は、所長の職にあるものをもつて充てる。 (会計年度)
第8条 学校給食費会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、翌年4月末日をもつて出納閉鎖とする。 (歳入歳出予算)	第8条 学校給食費会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、翌年4月末日をもつて出納閉鎖とする。 (歳入歳出予算)
第9条 所長は、給食費の歳入歳出に関する予算を立案し、委員会の承認を受け教育委員会に報告するものとする。 (歳入歳出決算)	第9条 所長は、給食費の歳入歳出に関する予算を立案し、委員会の承認を受け教育委員会に報告するものとする。 (歳入歳出決算)
第10条 所長は、当該年度の歳入歳出の出納閉鎖後1か月以内に決算書を作成し、監査に付さなければならぬ。 2 所長は、前項の監査に付した決算を、委員会に諮り承認を受けなければならない。	第10条 所長は、当該年度の歳入歳出の出納閉鎖後1か月以内に決算書を作成し、監査に付さなければならぬ。 2 所長は、前項の監査に付した決算を、委員会に諮り承認を受けなければならない。

改正後	改正前
<p>(決算の公表)</p> <p>第11条 所長は、前条第2項の承認を受けた後、教育委員会に決算に関する報告を行い、あわせて保護者に対して周知しなければならない。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第12条 給食費会計に関する監査委員は3人とし、安曇野市学校給食センター運営委員会規則(平成17年教育委員会規則第19号)第2条の規定により委嘱された委員会の委員のうち、小中学校長からPTAから2人を教育委員会が選任する。</p> <p>2 監査委員の任期は、1年とする。</p> <p>会計監査の実施は、年2回とする。</p> <p>2 会計監査及び監査資料の作成については、外部機関よりの助言及び説明を受けることができる。</p> <p>(会計科目)</p> <p>第13条 学校給食費会計の経費の科目は、別表のとおりとする。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第14条 センターは、次に掲げる書類を備付けるものとする。</p> <p>(1) 金銭出納帳 (2) 収入内訳簿 (3) 支出内訳簿（材料別・業者別） (4) 給食費徴収簿 (5) 滞納台帳 (6) 歳入歳出予算書 (7) 歳入歳出決算書 (8) 給食材料見積書及び購入伺 (9) 給食材料発注書 (10) 給食材料費支出伺書（請求書添付）</p>	<p>(決算の公表)</p> <p>第11条 所長は、前条第2項の承認を受けた後、教育委員会に決算に関する報告を行い、あわせて保護者に対して周知しなければならない。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第12条 給食費会計に関する監査委員は3人とし、安曇野市学校給食センター運営委員会規則(平成17年教育委員会規則第19号)第2条の規定により委嘱された委員会の委員のうち、小中学校長からPTAから2人を教育委員会が選任する。</p> <p>2 監査委員の任期は、1年とする。</p> <p>(会計科目)</p> <p>第13条 学校給食費会計の経費の科目は、別表のとおりとする。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第14条 センターは、次に掲げる書類を備付けるものとする。</p> <p>(1) 金銭出納帳 (2) 収入内訳簿 (3) 支出内訳簿（材料別・業者別） (4) 給食費徴収簿 (5) 滞納台帳 (6) 歳入歳出予算書 (7) 歳入歳出決算書 (8) 給食材料見積書及び購入伺 (9) 給食材料発注書 (10) 給食材料費支出伺書（請求書添付）</p>

改正後	改正前
<p>(11) 学校給食人員報告書 (12) 学校給食人員変更通知書 (13) 学校給食文献立表 (14) 学校給食予定人員報告書 (15) 学校給食用小麦粉製品及び脱脂粉乳壳買契約書 (16) 学校給食用小麦粉製品及び脱脂粉乳壳買契約書 (17) 学校給食用パン加工委託契約書 (18) 学校給食用米飯加工委託契約書 (18) 学校給食用麵加工委託契約書 (19) 学校給食費口座振替依頼書 (経費の負担)</p> <p>第15条 給食費、預金利子等は、すべて学校給食用の原材料費若しくは米飯、パン、麵等の加工料に充てるものとする。</p> <p>(物資の購入方法)</p> <p>第16条 給食用物資は、見積り入れ又は随意契約によりこれを購入するものとする。</p> <p>(物資の検収)</p> <p>第17条 センター所長は、前条の規定により納入された物資について、品質、分量等を検収しなければならない。この場合において、センター所長は、納入された物資に不備があったときは、納入業者に取扱え等の処置をするものとする。</p> <p>(物資の代金の支払)</p> <p>第18条 納入された物資が検収に合格したときは、代金の請求があつた日から起算して、原則として30日内に口座振替をもつて支払いをしなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が</p>	<p>(11) 学校給食人員報告書 (12) 学校給食人員変更通知書 (13) 学校給食文献立表 (14) 学校給食予定人員報告書 (15) 学校給食用小麦粉製品及び脱脂粉乳壳買契約書 (16) 学校給食用小麥粉製品及び脱脂粉乳壳買契約書 (17) 学校給食用パン加工委託契約書 (18) 学校給食用米飯加工委託契約書 (19) 学校給食用麵加工委託契約書 (20) 学校給食費口座振替依頼書 (経費の負担)</p> <p>第15条 給食費、預金利子等は、すべて学校給食用の原材料費若しくは米飯、パン、麵等の加工料に充てるものとする。</p> <p>(物資の購入方法)</p> <p>第16条 給食用物資は、見積り入れ又は随意契約によりこれを購入するものとする。</p> <p>(物資の検収)</p> <p>第17条 センター所長は、前条の規定により納入された物資について、品質、分量等を検収しなければならない。この場合において、センター所長は、納入された物資に不備があつたときは、納入業者に取扱え等の処置をするものとする。</p> <p>(物資の代金の支払)</p> <p>第18条 納入された物資が検収に合格したときは、代金の請求があつた日から起算して、原則として30日内に口座振替をもつて支払いをしなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が</p>

改正後	改正前
<p>定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この告示は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程は、平成19年度の会計事務から適用し、平成18年度の会計事務については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成23年3月24日教委告示第3号） この告示は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日教委告示第1号） この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月25日教委告示第1号） この告示は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年7月1日教委告示第24号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年7月1日教委告示第26号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委告示第11号） (施行期日等)</p> <p>1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成 年 月 1日から施行する。</p> <p>2 この告示による改正後の安曇野市学校給食費会計事務処理規程第2条の規定による給食費の納入に必要な契約その他の行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。</p> <p>附 則（平成27年1月26日教委告示第3号） この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月31日教委告示第11号） (施行期日等)</p> <p>1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成 年 月 1日から施行する。</p> <p>2 この告示による改正後の安曇野市学校給食費会計事務処理規程第2条の規定による給食費の納入に必要な契約その他の行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。</p> <p>附 則（平成27年1月26日教委告示第3号） この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月31日教委告示第11号） (施行期日等)</p> <p>1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成 年 月 1日から施行する。</p>	<p>定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この告示は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程は、平成19年度の会計事務から適用し、平成18年度の会計事務については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成23年3月24日教委告示第3号） この告示は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日教委告示第1号） この告示は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月25日教委告示第1号） この告示は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年7月1日教委告示第24号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年7月1日教委告示第26号） この告示は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委告示第11号） (施行期日等)</p> <p>1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成 年 月 1日から施行する。</p> <p>2 この告示による改正後の安曇野市学校給食費会計事務処理規程第2条の規定による給食費の納入に必要な契約その他の行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。</p> <p>附 則（平成27年1月26日教委告示第3号） この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月31日教委告示第11号） (施行期日等)</p> <p>1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この告示は、平成 年 月 1日から施行する。</p>

改正後		改正前																															
この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成27年4月24日教委告示第14号）		この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成27年4月24日教委告示第14号）																															
この告示は、公布の日から施行する。		この告示は、公布の日から施行する。																															
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）																															
歳入		歳出																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給食費</td> <td>1 給食費</td> <td>1 給食費 2 滞納分</td> </tr> <tr> <td>2 雑収入</td> <td>1 雑収入</td> <td>1 雜収入</td> </tr> <tr> <td>3 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> <tr> <td>4 補助金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	1 給食費	1 給食費	1 給食費 2 滞納分	2 雑収入	1 雑収入	1 雜収入	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	4 補助金	1 補助金	1 補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給食費</td> <td>1 給食費</td> <td>1 給食費 2 滞納分</td> </tr> <tr> <td>2 雑収入</td> <td>1 雑収入</td> <td>1 雜収入</td> </tr> <tr> <td>3 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> <tr> <td>4 補助金</td> <td>1 補助金</td> <td>1 補助金</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	1 給食費	1 給食費	1 給食費 2 滞納分	2 雑収入	1 雑収入	1 雜収入	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	4 補助金	1 補助金	1 補助金
款	項	目																															
1 給食費	1 給食費	1 給食費 2 滞納分																															
2 雑収入	1 雑収入	1 雜収入																															
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金																															
4 補助金	1 補助金	1 補助金																															
款	項	目																															
1 給食費	1 給食費	1 給食費 2 滞納分																															
2 雑収入	1 雑収入	1 雜収入																															
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金																															
4 補助金	1 補助金	1 補助金																															
歳出		歳入																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業費</td> <td>1 主食費</td> <td>1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費</td> </tr> <tr> <td>2 副食費</td> <td>1 副食材料購入費</td> <td>2 副食費</td> </tr> <tr> <td>3 還付金</td> <td>1 還付金</td> <td>3 還付金</td> </tr> <tr> <td>4 手数料</td> <td>1 口座振替手数料</td> <td>4 手数料</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	1 事業費	1 主食費	1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費	2 副食費	1 副食材料購入費	2 副食費	3 還付金	1 還付金	3 還付金	4 手数料	1 口座振替手数料	4 手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業費</td> <td>1 主食費</td> <td>1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費</td> </tr> <tr> <td>2 副食費</td> <td>1 副食材料購入費</td> <td>2 副食費</td> </tr> <tr> <td>3 還付金</td> <td>1 還付金</td> <td>3 還付金</td> </tr> <tr> <td>4 手数料</td> <td>1 口座振替手数料</td> <td>4 手数料</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	1 事業費	1 主食費	1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費	2 副食費	1 副食材料購入費	2 副食費	3 還付金	1 還付金	3 還付金	4 手数料	1 口座振替手数料	4 手数料
款	項	目																															
1 事業費	1 主食費	1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費																															
2 副食費	1 副食材料購入費	2 副食費																															
3 還付金	1 還付金	3 還付金																															
4 手数料	1 口座振替手数料	4 手数料																															
款	項	目																															
1 事業費	1 主食費	1 米飯購入費 2 パン製品購入費 3 麺購入費 4 牛乳購入費																															
2 副食費	1 副食材料購入費	2 副食費																															
3 還付金	1 還付金	3 還付金																															
4 手数料	1 口座振替手数料	4 手数料																															
別記様式（第5条関係）		別記様式（第5条関係）																															

議案第2号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長)古幡 彰 (担当)平林 洋一

タイトル	県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
決定を要する事項の内容	了解事項の取り交わしについての協議
要旨	<p>長野県教育委員会と安曇野市教育委員会は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他の進退等に関して、県教育委員会から了解事項として取り交わすことを求められているので協議します。</p> <p>・期間：取り交わしの日～平成29年5月31日</p> <p style="text-align: right;">}</p>
説明	○了解事項及び覚書の内容については別紙のとおり。



28教義第90号

平成28年(2016年)5月27日

市町村（学校組合）教育委員会

教育長様

長野県教育委員会教育長

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて（依頼）

このことについて、別添のとおり取り交わしたいので、よろしく御配意ください。

つきましては、取り交わし書面を2部送付致しますので、捺印の上1部を貴教育委員会保存用として、1部を6月17日（金）までに教育事務所長あて送付してください。

なお、貴教育委員会開催日等の関係もあるため、上記提出期日までに提出が困難な場合は、その旨を担当主幹指導主事までご連絡ください。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
課長 三輪 晋一 担当 大久保和彦
電話 026-235-7426
FAX 026-235-7494
電子メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、平成28年6月　　日から平成29年5月31日までの間これを実施するものとする。

平成28年6月　　日

長野県教育委員会

教育委員会

議案第3号	教育部 各課
平成28年6月29日提出	

タイトル	共催・後援依頼について		
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議		
要旨	学校教育課	共催 1件・後援 1件	
	生涯学習課	共催 1件・後援 3件	
	文化課	共催 1件・後援 4件	
	(詳細 別紙)		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参考予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部学校教育課共催・後援台帳(平成28年度6月定期会協議事項)

件名	年 度 (回数)	所管 部局	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	附録目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
6.7 H28.5.27	学校教育	28	第35回長野県中学校総合大会柔道競技	長野県学校体育連盟	登内 俊秀	長野県中学校体育連盟	中学校の教育活動を支援していただきたい	5月27日	平成28年7月16日～平成28年7月17日	-				三郷文化公園 体育馆	中学校生徒の健全な心身の育成、体力の增强及び体育・スポーツ活動の振興を図り、中等教育の充実と発展に寄与することとする。	柔道 (参加料として出場生徒一人当たり300円)	○ ○	一	基準第3条第2項により可	
6.8 H28.6.9	学校教育	28	マルチカルチャーキャンプ2016(信州会場)	マルチカルチャーキャンプ2016(信州会場)	藤村 哲	体験創庫	体験倉庫かけはし	6月6日	平成28年9月9日～平成28年9月11日	-				安曇野市内か ら松本市内の公 共施設	長野県に在住するブラジル人の子ども達と日本育ちの子ども達が交流しながら文化や言葉の違いを超えて、一緒に野外活動(自然体験・食事作り・キャンプファイア)を楽しみながらキャンプをする。	—	—	—	基準第3条第2項により可	

教育部生涯学習課共催・後援台帳（平成28年度6月定例会協議事項）

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
1014 H28.5.23	スポーツ推進担当	第11回安曇野市民親睦 安曇野市みさとゴルフ三郷大会	中村 芳朗	安曇野市みどりゴルフクラブ 会長	安曇野市みどりゴルフクラブ 会長	共催	市民の体力向上を図るために事業であるため。安曇野市体育協会に加盟している団体の大会である。	5月23日	平成28年8月30日(火)	穂高カントリークラブ	安曇野市住民のゴルフによる健康増進と市民の親睦を図る。	競技方法:18ホールストロークプレー(新ペリア方式)男子はレギュラーティ、女子はレディースティを使用。 参加予定人数:40組(160人) 参加料:1人2,500円 プレ一代金:10,800円(個人精算)	○ ○ ○	○	○	基準第3条第2項により可
1015 H28.6.2	社会教育担当	チャリティフライショーフラ・ハラウ・ナブア・ハウオリ	明美 佳子	フラ・ハラウ・ナブア・ハウオリ	後援	後援	公民館にチラシを設置し、皆さん方に協力していただきたい。	5月26日	平成28年9月3日(土)	創造館(あづみ野池田クラブ内)	熊本地震の義援金のためのフライショーフラ	普段、教室で行っているフライショーンスの発表会を行い、入場料を熊本地震の義援金とする。	—	—	—	基準第3条第2項により可
1016 H28.6.2	社会教育担当	安曇野ガールスカウト	竹内 美智子	ガールスカウト長野県第38団 長野県第33団	後援	後援	皆さんが安心して参加していただけるため。	6月2日	平成28年9月11日(日)	熊倉公民館	ガールスカウトの活動を多くの方に知っていただきたい。	「やりたがいレストラン」は何でも自分でやる。野菜は深りに行き、魚は、海で捕まえ、お肉は牧場。小麦粉やお醤油は?そんなことを楽しく学びながら料理して、ランチバイティーを行う。 参加費:200円/人	—	—	—	基準第3条第2項により可
1017 H28.6.14	社会教育担当	第1回あづみ野おなかもキッチン	原田 暢子	あづみ野おなかもキッチン 原田 暢子	後援	後援	安曇野市内の公立小中学校や公的施設でチラシ配布し、あづみ野おなかもキッチン開催の広報を行うため。	6月14日	平成28年8月7日(日)	三郷公民館、調理実習室、講義室	学校・家の他に子どもが安心して寄ることのできる場や、大人も高齢者も立ち寄つて一緒にごはんを食べられるような場を作ることを目的とする。	野菜を使った夏野菜カレー、サラダを作る。 食事後は、一緒にごはんを作つたり遊んだり宿題をしたりする。	—	—	—	基準第3条第2項により可
												入場料:大人300円、子ども無料				

教育部文化課共催・後援合帳(平成28年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H25	所管課意見
23	H28.5.31	文化	穂高健一・講演会	市民タイムス	代表取締役 新保 力	市民タイムス	山岳・自然豊かな安曇野市(松本平)の一般市民に、その美しさを再認識していくため、講演会の開催が安曇野市で、貴教育委員会の後援による。	5月27日	平成28年7月2日(土)	豊科公民館ホール	學紙連載中の山岳小説『燃える山脈』の作者の講演会。山岳、自然豊かな安曇野市(松本平)の美しさを再認識していくため。	穂高健一氏の講演会。 ・開演・午後2時(開場1時30分) ・講演時間:90分(予定) ・入場無料 ・講師希望者は「入场整理券」が必要。申込書面で告知(社告形式)する。 他の後援申請先:安曇野市	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可
24	H28.6.3	文化	農民美術100年の継承から新たな創造へ「高橋真夫木彫&彫形展」開催「師と学ぶ~木彫作家7人」	安曇野市墨科近代美術館	高橋真夫展 美行委員会、 安曇野市墨科近代美術館 公益財団法人文化財団	館長 墓徳 青木深	安曇野で活躍する作家を多く、の市民に広報・周知するため。	6月2日	平成28年8月2日(火)~30日(火)	安曇野市墨科近 代美術館2階展示室、 新館大展示室	地域芸術の貢献している高橋真夫の活動を広く紹介するとともに、弟子である人の木彫作家作品を展示する。 入場料:一般500円、大学・高校生300円、中学生以下無料 他の後援申請先:現代工芸美術家協会、長野県教育委員会、信濃毎日新聞社、市民タイムス社、NHK長野放送局ほか	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可	
28	平成28年6月15日	文化	第26回 信州安曇野能狂舞会	信州安曇野能狂舞会委員会	会長 宮沢 宗弘	信州安曇野能狂舞会委員会	事業の開催により、文化芸術的・観光的な要素も大きく、広く一般の方々に接する機会を提供するにこだわり、市民全体制供する文化意識が向上すると思われる。	5月23日	平成28年8月20日(土)	安曇野市墨科公 民館ホール	日本の伝統芸能を身近に接すると同時に、公演を通して文化の香り高い田園都市つくりの貢献することを目的とする。	入場予定者数...約610人 一般料金1000円、大学生等1000円、高校生以下500円 他の共催申請先:・安曇野市 ※平成3年より平成17年まで15回開催された水郷能狂舞会を継承して、平成18年から信州安曇野能として開催。第26回は会場は屋内で「能狂舞会」として開催する。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	取扱基準第3条第2項により可
30	平成28年6月15日	文化	安曇野市長杯争奪カラオケ選手権大会	NPO法人安曇野音楽文化サポートネット	NPO法人安曇野音楽文化サポートネット	理事長 宣親 吉原	カラオケを中心とした音楽文化の向上を願うため	6月15日	平成28年7月24日(日)	堀金体育馆	今回で回を数え、カラオケ愛好家の皆さんを安曇野市はもとより広く参加を求める交流の輪を広げる。	カラオケ選手権大会 ・入場無料 ・参加料3000円	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可
31	平成28年6月16日	文化	アイ・ワールド展2016	社会福祉法人信濃友愛会	理事長 横井俊夫	社会福祉法人信濃友愛会	障害の有無に関係なく、子供たちのはじめ多様な教育関係者の間知をすすめたい。	6月16日	平成28年7月9日(土)~18日(月)	安曇野市墨科近 代美術館	知的障害等のある方々の芸術作品を通しての社会参加地域理解。	・法人利用者全員の新作を中心として1人1点ずつの絵画作品展示 ・法人利用者の日中活動作品や思いを綴ったブレート展示 ・法人利用者の旗艦スクラップ展示 ・三才山病院と共に作り上げた2015の原画原画展示と活動作品の展示	—	—	—	取扱基準第3条第2項により可

穂高健一
・入場無料
・昨年度は730人の来場があった。

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 4 号	教育部 図書館交流課
平成 28 年 6 月 29 日提出	(課長) 高嶋 俊明 (担当係長) 細田 昌伸

タイトル	安曇野市図書館協議会委員の任命について
決定を要する事項の内容	附属機関の委員を任命することについての協議
要旨	安曇野市図書館協議会委員を任命するもの。 任期：平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで
説明	<p>安曇野市図書館条例第 9 条に基づき、別紙の者を図書館協議会委員に任命したいので協議します。</p> <p>○安曇野市図書館条例 【抜粋】</p> <p>(図書館協議会の設置)</p> <p>第 8 条 図書館に、法第 14 条第 1 項の規定により安曇野市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第 9 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する 15 人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第 10 条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各 1 人を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

安曇野市図書館協議会委員名簿

任期:平成 28 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日

番号	氏名	選定区分	再任等	備考
1	勝家 昌昭	学校教育の関係者 (第 9 条第 1 号)	再任	安曇野市校長会推薦
2	関 典子	学校教育の関係者 (第 9 条第 1 号)	再任	安曇野市校長会推薦
3	田村 恵子	社会教育の関係者 (第 9 条第 2 号)	再任	読み聞かせボランティア 豊科:おはなしムーン
4	銭坂 百合子	社会教育の関係者 (第 9 条第 2 号)	再任	読み聞かせボランティア 三郷:ポケットの会
5	望月 史子	家庭教育の向上に資する 活動を行う者(第 9 条第 3 号)	再任	子どもたちのメンタルトレ ーナーとして講演等を実施
6	山田 賢一	家庭教育の向上に資する 活動を行う者(第 9 条第 3 号)	再任	安曇野市子ども会育成会 長
7	三沢 晴男	学識経験者 (第 9 条第 4 号)	再任	元教員
8	川名 洪良	学識経験者 (第 9 条第 4 号)	再任	元教員
9	福澤 信二	学識経験者 (第 9 条第 4 号)	再任	企業人材育成コンサルタン ト講師(非常勤)、日鉄住金 総研(株)勤務
10	樋口 嘉一	学識経験者 (第 9 条第 4 号) 公募	新任	図書館サポートー、元環境基 本計画推進会議委員

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長) 古幡 駿 (担当) 飯嶋 正成

タイトル	安曇野市心身障害児就学相談委員会委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	<p>安曇野市心身障害児就学相談委員会規則第3条及び第4条の規定により、関係団体から推薦等された者を「安曇野市心身障害児就学相談委員会委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>○安曇野市心身障害児就学相談委員会規則【抜粋】 (設置) 第1条 心身に障害のある幼児（就学前1年児をいう。）、学齢児童及び学齢生徒（以下「児童等」という。）の適正な就学（特別支援学級への入級を含む。）の指導を行うため安曇野市心身障害児就学相談委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 委員会は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を行うものとする。 (1) 知的障害、その他の心身障害の疑いのある児童等の調査、審査及び就学（特別支援学級への入級を含む。）の相談に関する事項 (2) 病弱、発育不全その他やむを得ない事由のための就学困難と認められる児童等の就学義務の猶予又は免除に関する事項 (組織) 第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 専門医 (3) 特別支援教育担当者 (4) 保育所及び幼稚園の長 (5) その他教育委員会が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱者 別紙のとおり 任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで</p>

No.	所 属	氏 名	任用根拠	推薦部署
1	安曇野市心身障がい児就学相談委員会会長	上條 高明	第1号委員	学校教育課
2	健康推進課 保健師	中澤 弘子		健康推進課
3	福祉課（子ども発達支援相談室）保健師	土屋 佳子		福祉課
4	福祉課（子ども発達支援相談室）臨床心理士	板橋 真理子		福祉課
5	ふじもり医院 院長	藤森 茂	第2号委員	医師会
6	長野県立こども病院 医師	平林 伸一		医師会
7	長野県安曇養護学校 教育相談担当教諭	三木 百合子	第3号委員	学校教育課
8	長野県安曇養護学校 中学部自立活動担当教諭	波多 裕之		学校教育課
9	穂高北小学校 学校長	中村 真市		校長会
10	明科中学校 学校長	古幡 栄一		校長会
11	堀金小学校 教諭	山下 昌教		校長会
12	明北小学校 教諭	佐柳 美穂		校長会
13	豊科南小学校 教諭	和田 みな子		校長会
14	穂高西中学校 教諭	田尻 直樹		校長会
15	豊科北中学校 養護教諭	浦澤 充子		校長会
16	保育所長	水谷 みゆき	第4号委員	子ども支援課
17	三郷東部保育園 園長	太田 恵子		子ども支援課
18	就学相談調査員	宮原 貴子	第5号委員	学校教育課
19	就学相談調査員	鶴田 里美		学校教育課

※ 任期は、平成28年4月1日から、平成30年3月31日まで2年間

教育委員会 教育長	橋渡 勝也	
学校教育課 課長	古幡 彰	事務局
教育指導室 室長	飯嶋 正成	
教育指導室 指導員	横山はるえ	

【教育委員会定例会提出資料】

報告第2号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長)古幡 彰 (担当)平林 洋一

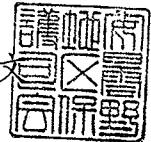
タイトル	教育長の安曇野地区保護司候補者検討協議会委員への就任について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	安曇野地区保護司会 中澤 将文会長から安曇野地区保護司候補者検討協議会規約第4条第2号の規定により、教育関係者の代表者として教育長に対し、安曇野地区保護司候補者検討協議会委員への就任について依頼がありました。 については、橋渡教育長が安曇野地区保護司候補者検討協議会委員への就任について承諾したので報告します。
説明	○安曇野地区保護司候補者検討協議会規約…別紙のとおり

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様



平成28年 6月16日

安曇野地区保護司会
会長 中澤 将文



安曇野地区保護司候補者検討協議会委員について（依頼）

日頃から、更生保護活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、安曇野地区保護司会では、新たに保護司を選任するにあたり保護司候補者検討協議会を開催し協議していただいています。

つきましては、安曇野地区保護司候補者検討協議会規約（別添）により保護司候補者検討協議会の委員を、貴職にご就任いただきたく、ここにご依頼申し上げます。ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 委員の承諾について 別紙承諾書のご提出をお願いいたします。

※なお、ご都合がつかない場合は、7月1日（金）までに
下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. 承諾書の提出期限 平成28年 7月 8日（金）

3. ご提出先 安曇野地区保護司会事務局

（安曇野市人権男女共同参画課 経由）

4. その他

（1）保護司候補者検討協議会は7月27日（水）13：30から、
安曇野地区更生保護サポートセンター（県安曇野庁舎3階）
で開催予定です。

後日、正式に長野保護観察所長よりご通知を差し上げますのでよ
ろしくお願ひいたします。

（2）委員の任期は、平成29年3月31日までです。

〔お問い合わせ先〕

安曇野地区保護司会

会長 中澤 将文

事務担当者 百瀬 陽子

電話 87-4440

（安曇野地区更生保護サポートセンター）

安曇野地区保護司候補者検討協議会規約

(名称)

第1条 この会は、安曇野地区保護司候補者検討協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の候補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続きの一層の適正化を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、当保護区の保護司候補者を広く求めるために必要な情報の収集及び交換を行う。

(組織構成及び委員)

第4条 この会の組織構成及び委員は次による。

- (1) 概ね7人以上15人以内の委員をもって組織する。
- (2) 保護観察所長等は、概ね次に掲げる者のうちから委員としてふさわしい者を選定し、別紙（様式1）により委員に委嘱する。

ア 保護司

イ 自治会関係者

ウ 民生児童委員

エ 社会福祉事業関係者

オ 教育関係者

カ 保健・医療関係者

キ 青少年関係団体関係者

ク 地方自治体関係者

ケ その他地域の事情に通じた学識経験者

- (3) 委員の任期は、委嘱した年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- (4) 委員は、会議において知り得た個人に関する情報をみだりに第三者に開示し、又はその身分を政党又は政治目的のために利用してはならない。

- (5) 保護観察所長等は、(4)の行為その他委員としてふさわしくない行為をしたもののは、これを解嘱する。

(会議)

第5条 この会の会議は次による。

- (1) 会議は別紙（様式2）により保護観察所長等が召集する。

- (2) 会議は非公開とする。

- (3) 会議の座長は、保護司会長又は保護司会長が指名する者が務める。

(事務局)

第6条 この会の事務局は、安曇野地区保護司会事務局内に置く。

(その他)

第7条 保護観察所長は、予算の範囲内で原則として会議に出席した委員に対して謝金を支給する。ただし、保護司並びに公務員の身分を有する委員に対しては支給しない。

附 則

この規約は平成22年3月11日から施行する。

報告第3号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 平林 洋一

タイトル	安曇野市入学準備金貸与制度の創設に係るパブリックコメントの実施について								
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告								
要旨	経済的理由により修学が困難な者の保護者に対し、入学に際して必要となる費用のための資金を無利子で貸与することにより、教育の機会均等を図るとともに有能な人材を育成すること目的として、安曇野市入学準備金貸与制度（仮称）を創設するものです。制度の創設にあたり、6月16日から7月15日まで市民等の皆様から意見等を募集する「パブリックコメント」を実施しています。								
説明	<p>1 入学準備金貸与における申請の資格 以下の全てに該当する者</p> <p>(1) 本市に住民登録があり、現に居住している平成29年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学または専修学校専門課程（修学期間が2年以上）への進学を希望する生徒の保護者</p> <p>(2) 世帯の収入額が、本市の定める生活保護基準需要額の1.5倍以下であること。</p> <p>(3) 高等学校の生徒の場合、成績が良好であること（高校の第2学年における評定が全教科平均で3.5以上であること。）</p> <p>(4) 連帯保証人を得られること。</p> <p>2 貸与額（限度額）</p> <table> <tr> <td>(1) 高等学校（国公立）・高等専門学校（国公立）</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 高等学校（私立）・高等専門学校（私立）</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 大学・短期大学（国公立）</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 大学・短期大学（私立）・専修学校専門課程</td> <td>600,000円</td> </tr> </table> <p>3 施行実施予定 平成29年4月1日に進学される方から対象とします。</p> <p>4 条例・予算 パブリックコメント等による意見を踏まえ、本年9月市議会定例会に関係条例・予算案の上程を予定しています。</p>	(1) 高等学校（国公立）・高等専門学校（国公立）	100,000円	(2) 高等学校（私立）・高等専門学校（私立）	300,000円	(3) 大学・短期大学（国公立）	400,000円	(4) 大学・短期大学（私立）・専修学校専門課程	600,000円
(1) 高等学校（国公立）・高等専門学校（国公立）	100,000円								
(2) 高等学校（私立）・高等専門学校（私立）	300,000円								
(3) 大学・短期大学（国公立）	400,000円								
(4) 大学・短期大学（私立）・専修学校専門課程	600,000円								

安曇野市入学準備金貸与制度（案）について

1 趣旨

高等学校・高等専門学校または大学等への進学を希望する生徒の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学準備金を無利子で貸与する。

2 申請の資格

以下の全てに該当する者

- (1) 本市に住民登録があり、現に居住している平成29年4月に高等学校、高等専門学校、大学・短期大学または専修学校専門課程（修学期間が2年以上）への進学を希望する生徒の保護者
- (2) 世帯の収入額が、本市の定める生活保護基準需要額の1.5倍以下であること。
- (3) 高等学校の生徒の場合、成績が良好であること（高校の第2学年における評定が全教科平均で3.5以上であること。）
- (4) 連帯保証人を得られること。

○収入額が生活保護基準需要額の1.5倍以下の例（目安）

人数	家族構成（例）	世帯の収入額	
		持家の場合	借家の場合
2人	親（20～40歳） 子（6～11歳）	約1,740,700円以下	約2,424,000円以下
3人	親（20～40歳） 親（20～40歳） 子（6～11歳）	約2,309,000円以下	約3,052,000円以下
4人	親（41～59歳） 親（41～59歳） 子（12～15歳） 子（6～11歳）	約2,734,000円以下	約3,478,000円以下
5人	親（20～40歳） 親（20～40歳） 子（12～15歳） 子（6～11歳） 子（6～11歳）	約3,106,000円以下	約3,850,000円以下

※家族構成や人数等により、生活保護基準の需要額が異なるため、収入額も異なる。

【収入額とは】

- ・給与収入の場合は、「源泉徴収票の支払金額欄に記載された額（各種控除前の金額）」となる。
- ・給与収入以外の場合は、「確定申告書等の合計所得金額の額を、『簡易給与所得表（国税庁）』を用いて、給与等の収入金額の合計額（下限）に読み替えた額」となる。
- ・その他、パート収入、内職、年金、生命保険、配当、雇用保険、仕送り、親戚や知人からの援助、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当など、平成28年度中に得たすべての収入を合算した合計額を基準とする。

3 貸与額（限度額）

- (1) 高等学校（国公立）・高等専門学校（国公立） 100,000 円
- (2) 高等学校（私立）・高等専門学校（私立） 300,000 円
- (3) 大学・短期大学（国公立） 400,000 円
- (4) 大学・短期大学（私立）・専修学校専門課程 600,000 円

4 返還期間・返還額

入学月の4月から返還し、修学期間に完済。

- (1) 【高等学校（国公立）・高等専門学校（国公立）】

2,800 円×35 箇月、最終月は 2,000 円（修学期間 3 年）

- (2) 【高等学校（私立）・高等専門学校（私立）】

8,400 円×35 箇月、最終月は 6,000 円（修学期間 3 年）

- (3) 【大学（国公立）】

8,400 円×47 箇月、最終月は 5,200 円（修学期間 4 年）

【短期大学（国公立）】

17,000 円×23 箇月、最終月は 9,000 円（修学期間 2 年）

- (4) 【大学（私立）】

月額 12,500 円×48 箇月（修学期間 4 年）

【短期大学・専修学校専門課程】

月額 25,000 円（修学期間 2 年）

※修学期間 3 年の専修学校専門課程の場合は 17,000 円×23 箇月、最終月は 9,000 円

但し、借受人又は生徒の死亡及び借受人の疾病、失業などの場合は、貸与金の返還の免除又は猶予の規定を設ける。

5 提出書類と申請期間

- (1) 申請書類

ア 入学準備金貸与申請書

イ 家庭状況調書

ウ 前年度分の源泉徴収票または収入を証する証明書（申請者・連帯保証人）

エ 合格通知書の写し

オ その他必要と認められる書類

- (2) 申請期間（予定）

申請期間は平成 28 年 9 月 1 日から 2 月末まで

6 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日に進学される方から対象とする。

【教育委員会定例会提出資料】

報告事項第4号	教育部 各課
平成28年6月29日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について	
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告	
要旨	学校教育課	3件
	生涯学習課	9件
	文化課	5件
	(詳細別紙)	

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部学校教育課 共催・後援合帳(平成28年度6月定例会専決事項)

年 度	No.	受付日	所管 部	件名	申請者	主催者	種 別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
28	6 4	H28.5.13	学校 教育	「わたしたちの街の 社会見学 安曇野 2017年度版」冊子作 成・寄贈	アド・コマー ジヤル株式 会社	赤羽 悠 一	企画・制作:アド・コ マーシャル株式会 社	主旨にご理 解・ご協力い ただき、キャリ ア教育に活用 していただき たいため。	5月13日	2017年 2月発 行予定 (H29年 度教材 として)	5月16日	市内小学 4.5年生	①地域企業への理解や興味 関心(会社・工場見学にも結 びつける)を通して、近年人事 権されるキャラクターエducationを地 域企業を認 知してもらうこと。 ②ま た、自分として地域企業を認 知してもらうこと。(長野県の 課題でもある、優秀な人材の 県外への流出を防ぐ、とい うことにもつながります)。この ようなことのためには、当サー クルを社会科の授業などでご 活用いただければと思いま す。また、各家庭での話題作 りにおいても有効なものとな れば幸いです。	安曇野・大北地域の任意企 業、団体等の仕事の活動内 容や、その業界自体のイラスト圖 形などで解説した紙面を構成 し冊子として発行。	-	○	○	基準第4条第2 号により可
28	6 5	H28.5.13	学校 教育	安曇野教育研究集 会	教育研究集 会委員 会	大島 善 彦	教育研究集 会企画委員 会企画企 会会員	幅広く参加者 を募り安曇野 教育研究会と発 展の充実と図る ことを図る	5月13日	平成28 年9月3 日	5月16日	穗高中学 校	学校教育・社会教育等それ ぞれの場における教育の実 践と研究の成果を持ち寄り互 いに協力し合って、安曇野教 育の充実と発展を図る。	主催団体及び市内教育関係 諸団体による、それぞれの立 場の研究や実践に關しての 持ち寄り、分科会の開催。 入場料、参加料	○	○	○	基準第4条2に より可
28	6 6	H28.5.23	学校 教育	吹奏楽部第20回記 念定期演奏会	豊科高等学 校	金子 孝	豊科高等学校	高校生の文化 活動と 広報	5月19日	平成28 年6月 26日	5月26日	キッセイ文 化ホール	高校生の文化活動の成果発 表	豊科高等学校吹奏楽部によ る演奏、ゲストブレイヤーによ るスペシャルステージ	○	○	○	基準第4条2に より可

教育部生涯学習課共催・後援合帳(平成28年度6月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	事決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課見
13	平成28.5.16	社会教育担当	地球を守ろう！プロジェクト「さわやか自然体験ツアーアin安曇野」	abn長野朝日放送「地球を守るプロジェクト実施本部	代表取締役社長	後援	県内の小学生と親子の皆さんをいたずら、参加して化防止に対する意識向上に役立てたい。	5月13日(土)	平成28年7月16日	○	過去承認	○	5月18日	開催アルプスあづみの公園振興会	「さわやか体験ツアーアin安曇野」は、2008年春にスタートし、自然、未開拓地をテーマに出前授業「エコワークショップ」は、2011年からは、「クリーンアクション」をテーマに、無理な継続的活動を訴えています。その親子を対象に7月に安曇野市・国営アルプス高地地区公園の中サポートから動物や虫の生態などについて学ぶ予定です。	地球温暖化防止キャンペーントピックは、2008年春にスタートし、自然、未開拓地をテーマに出前授業「エコワークショップ」は、2011年からは、「クリーンアクション」をテーマに、無理な継続的活動を訴えています。その親子を対象に7月に安曇野市・国営アルプス高地地区公園の中サポートから動物や虫の生態などについて学ぶ予定です。	-	○	基準第4号により可	
14	平成28.5.16	スポーツ推進担当	第55回長野県中学校総合体育大会中信地区中学校選手権大会	中信地区中学校体育連盟	会長 柳澤厚志	中信地区体育連盟	中学校の教育活動を支援していく。	5月16日(土)	平成28年6月14日～7月31日(日)	○	過去承認	○	5月23日	高西中学	競技種目:陸上競技、水泳競技、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、軟式野球、ソフトニス、卓球、ハンドミントン、柔道、剣道 参加料:1人100円	競技種目:陸上競技、水泳競技、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、軟式野球、ソフトニス、卓球、ハンドミントン、柔道、剣道 参加料:1人100円	-	○	基準第4号により可	
15	平成28.5.16	スポーツ推進担当	2016年度トドリリーグ信越連盟大会兼第6回サンケイスピーチ争奪業第25回長野県新潟県警察本部長杯争奪戦	安曇野種高少年硬式野球連盟	会長 高山一栄	公益財団法人日本野球連盟	安曇野種高少年硬式野球連盟の施設借用のため。	5月10日(土)	平成28年6月19日～25日(日)予備日:26日(日)	○	過去承認	○	5月23日	東洋計器グラウンド	トルリーグ信越連盟に所属するチームで、小学生が健闘する大会。参加予定人数300名。	トルリーグ信越連盟に所属するチームで、小学生が健闘する大会。参加予定人数300名。	-	○	基準第4号により可	
16	平成28.5.16	社会教育担当	第110回信州発達障害研究会講演会	信州発達障害研究会	会員登録研究会	後援	講演会が市の講演を得て行ってほしい参加しやすい。	5月18日(土)	平成28年7月3日(日)	○	過去承認	○	5月23日	長尾市レザーホール	大人の発達障害についての講演と対談 講演:「大人の発達障害の精神医学」 講師:山田赤病院精神科部長 吉川 順一	大人の発達障害についての講演と対談 講演:「大人の発達障害の精神医学」 講師:山田赤病院精神科部長 吉川 順一	○	○	基準第4号により可	
17	平成28.5.23	社会教育担当	第32回信州安曇野あやめまつり	あやめまつり実行委員会	実行委員長 平林千代	後援	安曇野市の生涯学習の発展と子ども達の健全育成のため	5月19日(金)から6月26日(日)	平成28年6月17日(日)	○	過去承認	○	5月26日	あやめ公園	ハナブジョウの魅力を知つていただくとともに、県内外からのお客様による交流の拡大と地域経済の発展のため開催する。	ハナブジョウの魅力を知つていただくとともに、県内外からのお客様による交流の拡大と地域経済の発展のため開催する。	○	○	基準第4号により可	

教育部生涯学習課共催・後援台帳（平成28年度6月定例会専決事項）

No.	受付日	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	事決理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課窓見
18	H28.6.1	社会教育担当	一般社団法人安曇野市観光協会	会長 丸山一庄	一般社団法人安曇野市観光協会	後援	より多くの参加者を募り、登山人口の増加を図るため	6月2日 平成28年7月24日(日)～25日(月)	○ 過去承認	○ 6月7日	穂高駅前～蒸岳山頂	本年より8/11が国民の祝日「山の日」となり、山に親しみ機会を作り、登山者の振舞等を広げたり、登山者の心向けツアーアー企画した	募集人員:14名 料金:25,300円 ※前年度は天候不良により中止	○ ○	一	基準第4条第2号により可		
19	H28.6.1	スポーツ推進担当	第6回全国ママさん、パパさん、東筑区予選会	安曇野市ママさん、パパさん、東筑区連盟	安曇野市ママさん、パパさん、東筑区連盟	後援	家庭教育のチーフさんが、県大会出場を決める競技会の為。	6月1日 平成28年7月24日(日)8:00～16:00	○ 過去承認	○ 6月7日	福金小学校 体育館	本大會は、家庭婦人の健康づくりとチーム勝負精神を育て、連帯感と協調性を育て、ママさん、パパさん、東筑区連盟の発展の基礎を生み出すことを目的にする。	競技方法:トーナメント方式 参加料:チーム5,000円 優勝賞品:レーベル冬季大会(平成28年1月25日(日)東筑市市で開催)に、安曇野東筑地区代表として推薦する。	○ ○	○	基準第4条第2号により可		
20	H28.6.9	社会教育担当	マタニティと子育て中のパパ・ママの集いin安曇野	長野県助産師会安曇野地区	小松あつ子	後援	広く一般の方に地域の助産師の存在を知つていただき活用していただきため。	6月8日 平成28年8月28日(日)	○ 過去承認	○ 6月10日	豊科文添学習センター「きほう」	妊娠～出産～子育て中の妊娠女性とご家族に地域の助産師の存在と活動を広く知っていただき、より身近な存在としてのサポート役として活用していくだけのようアピールと交流の場とする。	育児体験、なんでも相談、妊娠以降の体験、ベビーマッサージ、展示コーナーなど	○ ○	一	基準第4条第2号により可		
21	H28.6.8	スポーツ推進担当	第11回三郷ゆりの木杯	三郷家庭婦人ハレーボール連盟	会長 千津子	後援	バレーボールを通じて、地域社会の健康新たな発展に寄与する大会で、意義をすので、意義をご理解いただいた後援をお願いしたい。	6月6日 平成28年7月10日(日)	○ 過去承認	○ 6月13日	三郷小学校 第2体育館	9人制ハレーボール大会(豪雨リーグ戦方式)、9チーム100人程度参加料:1チーム2,000円	9人制ハレーボール大会(豪雨リーグ戦方式)、9チーム100人程度参加料:1チーム2,000円	○ ○	○	基準第4条第2号により可		

教育部文化課共催・後援合帳(平成28年6月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	事決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
18	H28.5.10	文化	あづみのアカデミア 成績発表会	あづみのアカデミア 成績発表会	河崎 篤祐	あづみのアカデミア アカデミア(AAA)	市の支授を受け活動 していける養成講 座の一年間の学 習成果を多くの市 民の方に見ていた だき存在意義を理 解していくため。	5月 11 日 平成28年 7月24日(日)	過去 承認	5月 12 日	もとど大へのアカデ ミア設施「ひまわり」	安曇野市明料子ど もとど大への交流学 習施設「ひまわり」	伴優華成講座及び語り部の会議成 績発表会の一年間の学習成果の発 表を開催する。またこの発表金を通じ、多くの方々 にあづみのアカデミアアカデミア語り 部の会議成講座を知りたいとき興 味を持つてもらう。	あづみのアカデミア伴優 華成講座報部の会議成 績発表が一年間の講座で学んだ成績 を発表する。	○ ○ 取扱基準第4 条第2号により 可				
21	H28.5.23	文化	第16回あしたは真 打ちまつぶん新人 寄席	(一財)長野県 文化振興 財團 キッセイ文化 ホール(長野県 松本文化会 館)	河崎 篤祐	あづみのアカデ ミアアカデ ミア(AAA)	より有効的な広報活 動を行いたいた め。	5月 21 日 平成28年 9月24日(土)	過去 承認	5月 26 日	キッセイ文化ホー ル(長野県・松本文 化会館)国際会 議室	落語協会による客席の公演。 若手落語家による客席の公演。 松本前日の9月23日(金)には、松 本・安曇野市内小学校でワーク ショップが開催予定。	若手落語家による客席の公演。 松本前日の9月23日(金)には、松 本・安曇野市内小学校でワーク ショップが開催予定。	○ ○ 取扱基準第4 条第2号により 可					
25	H28.6.6	文化	第11回川の自然と 文化講演会 「語り継ぐ安曇野と暮らし (その2)」	NPO法人川の 自然と文化 研究所	吉田 利男	NPO法人川の 自然と文化 研究所	より多くの市民に ご参加頂きたく、開 くことを希望します	6月 6 日 平成28年 7月16日(土)	過去 承認	6月 8 日	安曇野市役所 本庁4階大会議室	講演会 講演1:「犀川の舟運」と街道、交通網 の変遷】小松方郎氏(松本市文書 館)講演2:「河原の昆虫たち—その保 護と歴史文化が醸成されてき た独特な地域文化が醸成されてき た歴史文化が醸成されてきた ところ改めて私たちの暮らしあ る風土に向けた一冊中村寛志氏(信州大 学名誉教授)	講演会 講演1:「犀川の舟運」と街道、交通網 の変遷】小松方郎氏(松本市文書 館)講演2:「河原の昆虫たち—その保 護と歴史文化が醸成されてきた ところ改めて私たちの暮らしあ る風土に向けた一冊中村寛志氏(信州大 学名誉教授)	○ ○ 取扱基準第4 条第2号により 可					
26	H28.6.7	文化	第69回長野県書 道展覽会 [安曇地区展]	長野県書道 協会安曇 支部	支那書道 支部長 千野 秀壽	長野県、長野 県教育委員會書 道協会毎日新聞社	地域社会の振興に 寄与することを目的 とした行事のため。	6月 3 日 平成28年 10月8日(土) ~ 10日(月)	過去 承認	6月 8 日	安曇野市 高会館	書道展覽会 一般特選・高技特選)、安曇地区作 品(一般入賞・入選・小・中・高入選 入賞)総数約1300点	書道作品 一般特選・高技特選)、安曇地区作 品(一般入賞・入選・小・中・高入選 入賞)総数約1300点	○ ○ 取扱基準第4 条第1号により 可					
32	H28.6.21	文化				松中・松本深 志高校山岳部 OB会	教育機関を含め広 く広報を行い、多く の市民にご賜難い いただきため	6月 9 日 平成28年 7月2日(土)	過去 承認	6月 22 日	勤労者福祉セン ター2階 会議室	講師森木靖氏は、中学校の教師で 20年間教鞭を執った後長野県山岳 総合センターの職員となり長野県山 岳総合センターが企画する各種登 山講習の企画・運営を担当、当校教 員団登山に参加する富士山、当校教 員向け研修会の講師を務めている。 今後は、中学校登山が、より安全で楽 しい登山になるためにできること、す べきことについて講演する。	講師森木靖氏は、中学校の教師で 20年間教鞭を執った後長野県山岳 総合センターの職員となり長野県山 岳総合センターが企画する各種登 山講習の企画・運営を担当、当校教 員団登山に参加する富士山、当校教 員向け研修会の講師を務めている。 今後は、中学校登山が、より安全で楽 しい登山になるためにできること、す べきことについて講演する。	○ ○ 取扱基準第4 条第2号により 可					

報告事項第5号	教育部 各課
平成28年6月29日提出	

タイトル	安曇野市議会 平成28年6月定例会の結果について
要旨	安曇野市議会6月定例会が終了しましたので、その結果について報告するものです。
1 会期等について	6月3日（金）～6月27日（月）
2 一般質問	6月15日（水）、16日（木）、17日（金） 3日間
議員名	教育委員会関係質問内容（概要）
山田 幸与議員	(1) 南部総合体育館構想について
一志 信一郎議員	(1) 「山の日の記念に年1回は市民登山をしましょう」を提案
藤原 陽子議員	(1) 福祉避難所の機能を果たすために地区公民館施設の非構造部材の改修の呼びかけについて (2) 指定文化財の保存、修復のための補助事業制度について
井出 勝正議員	(1) 就学援助の申請状況について (2) スクールソーシャルワーカーの活用や研修、学校から活用の積極的な呼びかけについて (3) 松本市と安曇野市の生保基準目安の差は。目安の引き上げを (4) 就学援助金を入学費用がかさむ3月支給について近隣の自治体の状況はどうか (5) 下諏訪町のような就学金の貸付制度はどうか (6) 窓口対応の改善を
竹内 秀太郎議員	(1) 平成32年総合体育館完成への期待と抱負について (2) 合併協議会で合意確認された総合体育館の基本計画の内容と現在検討している基本計画について (3) 平成32年総合体育館完成に至る具体的スケジュールについて
内川 集雄議員	(1) 小学校における組み体操に関して、危険性の高い種目をやめるのか市の基本方針を聞く。 (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について (3) 安曇野市PTA連合会の活動に等への市の関わり方について
小松 芳樹議員	(1) 電子黒板の普及とタブレット型端末の利用について28年度予算に盛られていない理由は何か (2) 電子黒板の普及とタブレット型端末の利用によるICT教育を進める方向か (3) 電子黒板の普及とタブレット型端末の利用における専門教員の配置（加配）について (4) 教育現場でのWi-Fi環境整備計画について

議員名	教育委員会関係質問内容(概要)
坂内 不二男議員	(1) 旧図書館解体工事の中止と施設の活用など指示するに至った背景と市長の思い (2) 工事中止の指示はいつ頃されたか。現在の進捗状況を伺う。 (3) 三郷地域審議会の要望などの経過からの文書館の検討について
小林 純子議員	(1) 総合体育館建設に向け市民意向調査(アンケート)を行わないとする理由は何か。 (2) 市民意向調査を行わないならば、どのように市民に説明責任を果たし、納得してもらえる総合体育館建設を進めていくのか。
林 孝彦議員	(1) 開削200年の拾ヶ堰の世界登録遺産の現状と取組について (2) 安曇野出身の自由民権運動のリーダー、松沢求策の顕彰推進について (3) 2020年東京五輪・パラリンピックで安曇野市がオーストリアのホストタウンに向けて
猪狩 久美子議員	(1) 放課後児童クラブが通年利用できることへの対策について (2) 長期休みに一時的に児童数が増えるが、受入体制は十分なのか、また利用申込み時期は適切か

3 市議会福祉教育委員会 6月21日(火)

【説明事項】

- ・旧堀金公民館施設の改修計画変更の検討について
- ・安曇野市入学準備金貸与制度の創設に係るパブリックコメントの実施について

4 市議会全員協議会 6月24日(金)

【説明事項】

- ・旧堀金公民館施設の改修計画変更の検討について
- ・安曇野市入学準備金貸与制度の創設に係るパブリックコメントの実施について

5 議案等の審査結果について(教育委員会関係)

- (1) 以下の議案(関連議案含む)については、原案どおり可決(6月27日)されました。
- ・議案第67号 平成28年度安曇野市一般会計補正予算(第1号)

【教育委員会定例会提出資料】

報告第6号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 藤澤 一渡

タイトル	教育用センターサーバ2期整備業者選定に係るプロポーザル審査委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	教育用センターサーバ2期整備システム業者選定審査会設置要領の規定により、下記の者を「審査会委員」に委嘱したので報告します。(別添：設置要領及びプロポーザル実施要領)
説明	<p>平成27年度より実施している「教育用センターサーバ設置」について、ドメインコントローラ、児童・生徒用ファイルサーバ、Web フィルタリング機器の設置を行う第2期整備での導入及び運用経費を含めた提案を総合的に評価し、今後の各学校でのネットワーク強化とセキュリティ確保を進めるうえで、業者提案方式による事業実施業者を選定するためプロポーザルを実施します。</p> <p>その選定に係る審査委員に別紙の者を委嘱しました。</p> <p>任期：平成28年6月6日から平成28年7月31日まで</p>

教育用センターサーバ2期整備システム業者選定審査会設置要領

1 設置

安曇野市が平成28年度に行う、教育用センターサーバ2期整備（サーバリース）による情報システムの設置・構築について、安曇野市教育委員会の要望に最適なものとなるように業者を適正に決定するため、教育用センターサーバ2期整備システム業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 所掌事務

審査会は、教育用センターサーバ2期整備によるシステムの設置・構築にかかる企画提案（プレゼンテーション）について総合的に審査を行い、優秀な提案を選定するものとする。

3 構成

審査会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育指導室職員
- (3) 情報統計課長
- (4) 校長会代表
- (5) 有識者

4 組織

- (1) 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長は、教育部長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、教育指導室職員をもって充てる。

5 委員長及び副委員長の職務

- (1) 委員長は、審査会を主宰し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 会議

- (1) 審査会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。
- (2) 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者を求め、意見等の聴取をすることができる。

8 庶務

審査会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

9 委任

この要綱に定めるもののほか審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

教育用センターサーバ2期整備業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的と業務概要

安曇野市教育委員会では市立小中学校で管理しているサーバー機器を庁舎に集約し、集中管理ができる体制を構築している。

ドメインコントローラ、児童・生徒用ファイルサーバー、Web フィルタリング機器の設置を行う第2期整備では、導入及び運用経費を含めて提案を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

2 指名業者

- (1) 別紙1に掲載する業者とし、事務局より郵送にて指名通知を送付するものとする。
- (2) 指名に対し、指名業者は下記に定める期日（当日午後5時）までに回答書（様式第1号）により、受託または辞退の旨を事務局に、持参または郵送（必着）、メールにて通知すること。なお、期日までに連絡が無い場合には、辞退したものとみなす。

3 審査委員会の設置

別に定める「教育用センターサーバ2期整備システム業者選定審査会設置要領」において、定めるものとする。

4 企画提案業務

別に定める「教育用センターサーバ2期整備業務プロポーザル調達仕様書」とおりとする。

5 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは下記のとおりとする。なお、提案説明以降のスケジュールについては変更となる場合がある。

受諾・辞退届出期限	平成28年5月25日 午後5時
質疑事項連絡期限	平成28年5月31日
質疑事項回答	平成28年6月3日
企画提案書提出期限	平成28年6月10日
提案説明	平成28年6月22日
選考結果通知	平成28年6月24日（予定）

6 質疑及び回答

- (1) 質疑事項は、質疑応答書（様式第2号）により、期日までに事務局宛へメールにより行うものとする。来庁、電話、ファックス等には一切回答しない。
- (2) 質疑に対する回答はすべての指名者に対しファックス又はメールで行う。
- (3) 企画提案に関して、主催者及び事務局への質疑、照会、連絡、相談等はこの実施要領に定める手続き以外、いかなる場合も認めない。

7 選考の方法

- (1) 選考は受託業者によるプレゼンテーションと審査委員からの質疑により行う。
- (2) プrezentationの順番は、業者が指名を受諾した旨の通知の受付順とする。
- (3) 選考会場と時間は事務局から受託業者に対して書面にて別途通知するものとする。
- (4) 各社2名以内の出席とし、1社40分以内(プレゼンテーション30分、質疑10分)とする。
- (5) 提出された企画提案書等のみを使用して行うものとする。

8 選考の通知等

- (1) 選考結果をもとに、主催者が採用者を決定し、文書により参加各社に通知する。
- (2) 経過、結果に関する問合せ、異議等にはいかなる場合も応じない。

9 業務の契約

原則として採用者を構築業者とし、リース会社との3者契約を締結するものとする。

10 その他

(1) 失格条件

- 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外するものとする。
- ① 5の書類提出期限に遅れた場合
 - ② 虚偽の記載をした場合
 - ③ プロポーザル関係者に対する不正な行為をしたと認められる場合
 - ④ この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局、選考関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

- (2) 企画提案書及び関連資料の作成、提出に係る費用は提案者負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び関連資料は返却しない。

11 事務局(問合せ、書類提出先)

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

安曇野市教育委員会 教育部学校教育課学校教育係 担当:藤澤・櫻井・矢下

電話 0263-71-2460 FAX 0263-71-2338

E-mail: gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp

【追加項目】

1 事業額

本事業の予算額は23,356,000円(構築事業費:消費税抜き)を上限とし、実施要領9業務の契約に基づいて5年間のリース契約により支払います。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第7号	教育部 学校教育課
平成28年6月29日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 藤澤 一渡

タイトル	小学校外国語活動職員研修実施要綱の策定について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	<p>小学校における外国語活動の教科化に伴う教職員の指導力向上等を目的とした研修を実施するため、研修実施要綱を策定したので報告します。</p> <p>(別添：安曇野市小学校外国語活動職員研修実施要綱)</p>
説明	<p>文部科学省は2020年に向けて「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を推進しており、小学校における外国語活動は、今後、教科化に伴う高度な英語指導力、指導体制の構築などが必要になってくることが予想されます。</p> <p>そこで、本年度から強化している専門性を磨き合う教職員の育成と資質向上研修の充実の一環として、市内の学校に外国語指導助手を派遣している民間業者2社の協力のもと、別添のとおり小学校外国語活動職員研修を計画いたしました。</p> <p>この研修の中で、日ごろ先生方が抱えておられる外国語指導助手とのチームティーチングや系統的な学習のあり方など様々な不安についても解決の糸口がつかめることが期待できる上、何より教職員のこの姿は、子どもたちの主体的に学びあう姿勢にも反映し、さらには学校力の向上、学力の向上へつながっていくものと考えます。</p> <p>平成28年度実施期間 平成28年7月1日～平成29年3月31日</p>

安曇野市 小学校外国語活動職員研修 実施要綱

1 主 旨

小学校において外国語活動が平成20年に実施され8年が経過しました。

さらに、文部科学省は2020年に向けて「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を推進しており、小学校における外国語活動は、今後、教科化に伴う高度な英語指導力、指導体制の構築などが必要になってくることが予想されます。

そこで、安曇野市教育委員会では本年度から強化している専門性を磨き合う教職員の育成と資質向上研修の充実の一環として、市内の学校に外国語指導助手を派遣している民間業者2社の協力のもと、下記のとおり小学校外国語活動職員研修を計画いたしました。

この研修の中で、日ごろ先生方が抱えてられる外国語指導助手とのチームティーチングや系統的な学習のあり方など様々な不安についても解決の糸口がつかめることができると期待できる上、何より教職員のこの姿は、子どもたちの主体的に学びあう姿勢にも反映し、さらには学校力の向上、学力の向上へつながっていくと考えますので、本研修の活用をご検討ください。

2 主 催

安曇野市教育委員会 学校教育課

3 研修内容

	株式会社 テヅカ	株式会社 エー・トゥー・ゼット
講 師	株式会社テヅカ ALT 2名（貴校の ALT・松本市内小学校の ALT）	株式会社エー・トゥー・ゼット 教務部 研修講師 2名（日本人・ALT トレーナー）
日 程	2016年8月1日～8月6日の期間 午前中 ※他の日程で対応は可能です。	日程・時間・内容等については、学校の要望に応じます。
所要時間	約 90 分	基本 90 分の研修とする
研修内容	(1) 授業展開の方法 HRT(担任)・ALTの役割分担を明確にしたデモンストレーション授業。 (2) 授業で使えるアクティビティ&ゲーム 児童全員が一緒に取り組める・英語のコミュニケーションが出来る活動紹介。①ターゲットの言葉をドリルする活動・ゲーム②児童同士の会話を促す活動・ゲーム (3) 授業で使える英語表現、クラスルーム・イングリッシュ（指示ことば・褒める言い方） すぐに使えるシンプルな英語表現を覚えて、スムーズな授業展開を目指します。 'Good'だけではない、褒め言葉のバリエーションを増やして、子供達のやる気を引き出します。	(1) 新しい英語教育への不安を取り除き授業を楽しむために担任が出来ること - グローバル化の時代を生き抜く子どもたちを育てるために必要なこと (2) 担任の役割と強み - 担任と ALT の役割を活かしたチームティーチングの授業 (3) Hi, friends!を活動的に楽しむアクティビティ（活動案） - デモレッスンを通して実際に体験 - どの学年でも使えるペアワーク - フラッシュカードの効果的な使い方と発展させた活動 (4) 授業で使えるクラスルーム・イングリッシュ - 挨拶、呼びかけ、指示、励まし、ALTとのやりとりなど、すぐに使える教室で使う英語リストを配布します

4 対象

市内の小学校の教職員。今後、中学校についても同様の研修を開催できるように検討中。

5 会場

本研修を申し込みいただいた学校で教室をお借りして実施します。

6 その他

実施は平成28年7月1日から平成29年3月31日までに計画してください。

学校単位で全教職員の研修会として位置づけしていただくのが最も効果的であると思いますが、教科会や研究グループでの研修会も可能です。

この研修にかかる費用は本年度の安曇野市外国語指導助手派遣業務に含まれるため一切必要ありません。

7 申し込み

研修をご希望の場合は、下記申込書を記載の上、学校教育課まで送付をお願いします。

○安曇野市 小学校外国語活動職員研修申込書

学校名			役職・担当者名
研修希望日 希望時間	第1希望	月 日 午前・午後	
	第2希望	月 日 午前・午後	
	第3希望	月 日 午前・午後	
希望講師（ご希望の業者を記載してください。）			
研修内容への要望			

※外国語指導助手の派遣元と関係なくどちらの業者を講師として選択していただいて構いません。

【安曇野市教育委員会 学校教育課】

〒399-8281

安曇野市豊科6000番地

係長：藤澤 一渡 担当：宮川 力

電話 0263-71-2460（内線：3346） FAX 0263-71-2338

メール gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp

報告事項第8号

平成28年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

教育総務係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
市長と小学校長との意見交換会	<p>開催：平成28年6月10日（金）午後5時30分～6時40分 場所：豊科公民館大会議室</p> <p>【概要】</p> <p>○市長からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この地域で生まれ育った子どもは、できる限りこの地域の職場・企業または役所、教員として、将来もこの地域で活躍してほしいと願っている。更には、長野県、日本をリードするような人材の育成を図ってほしい。 ・命と人権を尊重し、和の精神を大切にする教育を安曇野に定着させてほしい。 ・校長はリーダーシップを發揮し、地域と共にある開かれた学校、開かれた教育に力を注いでほしい。 ・例えば柔道などは指導者によって子どもが受ける影響が違うと聞く。運動面で良き指導者を得ながら、より精神的に強く逞しい子どもを育ててほしい。 ・市の財政は厳しいものがあることから、障がいを持つお子さんのための加配の問題も含め、県や国が責任を持つよう都度、県・国に都度要望している。 ・ある面では投資をしたもののが成果として現れるような教育をお願いしたい。 ・小学校の思い出として、「みんなでやった」という満足感や思い出をどうつくってやるかが大切ではないか。 <p>○堀金中学校及び三郷中学校の先進的な取り組みについての発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀金中学校 「目的をもって家庭学習に取り組む堀中生を目指して」 ・三郷中学校 「自主公開授業研究会の取り組みについて」 <p>○各校長からの主な意見・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市費の加配の先生方が各校の中で大切な役割を果たしている。加配の先生がいないと学校が成り立たない。 ・ICT教育を充実させるため「タブレット」の整備をお願いしたい。 ・豊科北小学校は体育館の位置も含め、手狭になっているので改善をお願いしたい。 ・児童減に伴う学級減により、教員一人当たりの負担が増大している。 ・障がいを持つ子どもたちが通常の子どもたちと同様に学校生活ができるよう加配は継続してほしい。 ・地域教育協議会が、たとえば防災や安全面で本当に協力して動ける形がつくれるかという点に不安を感じる。どう工夫すればよいか学校としても考えたい。 ・配慮を要する子どもに対し、同一の保健師が継続して18歳ぐらいまでの子どもや保護者を見届けるシステムを構築してほしい。 	<p>・校長から出された意見・要望等を精査し、回答を行う。</p>

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

学校教育係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
海外ホームステイ事業	<p>【平成 27 年度事業報告】</p> <p>安曇野市帰国報告会 5月 29 日(日) 午前 10 時から 11 時 30 分 安曇野市役所本庁舎 4 階 大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像を交えながら、参加生徒による体験報告を実施しました。当日は、約 100 人の来場者があり、その中には、小中学生 12 人の来場者がありました。 ・当日の様子等は、広報あづみの 6 月 15 日発行号に掲載するほか、体験作文集を市 HP、各小中学校、市公共図書館等においてご覧いただけるようにしています。また、市役所学校教育課窓口において、希望者に配布します。 <p>学校報告会 ・中学校毎に、参加生徒による報告会を実施します。 ・報告会は、市の報告会と同様に映像等を交えながらレポート報告等を行う予定です。</p> <p>【平成 28 年度事業】</p> <p>平成 28 年度事業についても、来年 3 月 18 日から 27 日の 10 日間の日程で開催を調整しています。</p> <p>参加生徒募集 ・6 月末より 7 月 20 日までの間で参加希望生徒の募集を各中学校で受け付けます。 ・募集要項等の配布は、各中学校で中学 2 年生全員に配布を依頼するほか、市 HP、広報あづみのでも募集を周知します。</p> <p>事前説明会 ・この事業に興味をお持ちの保護者、参加生徒を対象とした説明会を実施します。 日 時 平成 28 年 7 月 13 日 (水) 午後 7 時から 9 時 場 所 豊科交流学習センターきぼう多目的ホール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加応募者が多い場合は、8 月 5 日から 7 日の間で選考会を実施します。

学校給食担当

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
安曇野市学校給食センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回安曇野市学校給食センター運営委員会開催 日時：平成 28 年 6 月 24 日(金) 午後 7 時 30 分 場所：中部学校給食センター会議室 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 委員数 10 人 ・委員長、副委員長選出 ・協議事項の説明、承認 ・給食費会計監査委員の選任 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度給食費会計決算監査 7 月上旬 ・第 2 回安曇野市学校給食センター運営委員会 7 月下旬

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：413 千円	○委員の選任 3/22 教育委員会定例会 4/28 中信地区理事会 5/25 第1回会議 議長・・細田 利章さん 副議長・・平田 米子さん 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画 5/27 中信地区総会 6/15 県総会	7/4、2/17 中信地区理事会 9/28 県研究大会 10/13 中信地区秋の研修会 10/27、28 関東甲信越静研究大会 11/上旬 第2回会議 3/下旬 第3回会議
第2次生涯学習推進計画策定 予算額：2,213 千円	5/10 政策会議 5/15 部長会議 5/24 教育委員会定例会 6/9 部内業者選定委員会	7/27 市民会議
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：2,400 千円	○事業説明 4/8、4/20 校長会 4/21 小学校長会 5/24 学校学年主任との協議 6/9 部内業者選定委員会 事業の概要 実施日 11/14 対象：市内小学校 10 校 4年生 期日：11月 場所：豊科公民館ホール 内容：市歌齊唱、「私たちが思う平和」発表 ミュージカル「とべないホタル」鑑賞 終了後、感想文の執筆	11/14 安曇野市人権・平和特別授業
豊科公民館こけら落とし公演 予算額：600 千円	リニューアルオープンした豊科公民館ホールの完成を祝って「青島広志のこんにちは！あづみのコンサート」の開催。 日時 7/17 午後2時開演 出演 青島 広志さん（お話・ピアノ） ※父親が堀金三田出身 木曾真奈美さん（ピアノ） 山本 知佳さん（ソプラノ）※堀金鳥川出身 小野 勉さん（テノール） 市歌を含む全14曲のプログラム 6/15 発行広報あづみのNo.230で開催告知 6/30 申込期限 来賓 110人、小学生 50人、一般 500人	7/6 入場整理券発送 7/17 開催

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：1,414 千円	○実施方法の検討 概要 基本編・・・過去5年間の問題から出題 講座編・・・平成28年度準備講座から出題 ジュニア・・・過去5年間の問題から出題 ○講座内容の決定 6/15 「広報あづみの」による告知	7月～11月 安曇野検定準備講座 10回 9月～11月 ブラッシュアップ講座 1/29 平成28年度安曇野検定
市民大学講座 予算額：1,047 千円		9/10 市民大学講座特別編 9月～11月 市民大学講座信州大学編
日本語教室 予算額：395 千円	○豊科、穂高、堀金毎週日曜に、三郷は土曜日に開催（明科休講中） 6/8 第1回ボランティア講習会 15人参加 講師：佐藤 佳子さん (松本市地域日本語教育システムコーディネーター)	8月 ボランティア講座

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
学校開放講座 予算額：300千円	○社会教育法第48条による講座 4/7 開催依頼通知 5/12 回答期限 ○豊科高校、南安曇農業高校、明科高校、穂高商業高校、穂高南小、豊科南中開催予定	5月～市内小中学校、高等学校で実施
美的カレッジ 予算額：40千円	○市内在住又は在勤の20歳から40歳以下の女性対象の講座 4/23 フラワーアレンジメント 14人参加 5/29 テーブルマナー 19人参加	8/6 写真 10/22 ヨガ 12/17 簡単おせち料理

人権教育推進事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会 予算額：1,308千円	○委員の委嘱報告 4/26 教育委員会定例会 5/9 小委員会 委嘱 会長・・・三原 壽雄さん（豊科） 副会長・・・請地 政広さん（明科） 竹内 芳文さん（部落解放同盟市協議会） 降旗 幸子さん（男女共同参画推進協議会） 5/17 合同会議 142人参加 研修（講演） 講師 小諸市立郷土博物館館長 斎藤 洋一さん 演題「信州の被差別部落の歴史～松本藩領を中心に～」	2/21 小委員会 3/1 合同会議
地域人権教育協議会 予算額：712千円	4/20 第1回三郷地域人権教育推進協議会 4/20 第1回堀金地域人権教育推進協議会 4/21 第1回穂高地域人権教育推進協議会 4/26 第1回豊科地域人権教育推進会議及び研修会 5/26 明科人権教育推進委員及び指導員合同研修会	6/28 人権教育啓発講演会 「あかしな・ヒューマン講演会」
人権尊重作文集 予算額：326千円	○概要 市内小学校3～6年生、中学校1～3年、指定する学年ごと1作品を選出。ただし、4学年は全学校から計27作品）。各種人権学習会などの概要版などとともに作文集を作成し、関係者へ配布。 5/18 市校長会 6月より隨時学校へ説明	11月～12月 作品募集 3/上旬 発行
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	市内30企業加入 6/24 総会・研修会	10/25 企業人権啓発講演会 2/14 理事会

中央公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会 予算額：158千円	○委員の選任 3/22 教育委員会定例会 5/25 第1回会議 会長・・・内田 浩志さん 副会長・・・佐治 良夫さん 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画	11/下旬 第2回会議 3/下旬 第3回会議
公民館長会	○第1回 4/11 平成28年度役員の選出 会長：中田穂高公民館長 副会長：内川豊科公民館長、蓮井中央公民館長 ○第2回 5/9 公民館大会、運営方針 ○第3回 6/6 公民館大会反省、総合芸術展実行委員の選任	毎月1回開催
安曇野市公民館大会 予算額：170千円	○第10回安曇野市公民館大会 概要 5/15、豊科公民館ホール、314人参加 功労者、地区公民館報表彰 事例発表：島新田地区公民館 講演会講師：長野市安茂里公民館長 宮下 健司 氏	

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市総合芸術展 予算額：355千円		7/4、11月、2月実行委員会 10月～11月作品選考 3月 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,532千円	5/10 校正会議 5/18 企画会議 6/2 第30号発行 6/14 校正会議 6/22 企画会議	7/6 第31号発行 (6回発行)

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：9,592千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日～15日 5地域子ども会育成会連絡協議会 ○4月19日 子ども会育成会連合会総会 ○5月8日 均等割補助金申請、子ども安全共済会申込み締切→99地区申請 ○5月11日 長野県子ども会育成会連絡協議会第1回理事会 ○5月19日 第2回常任委員会 ○5月27日 活性化補助金申請締切 ○5月28日 長野県子ども会育成会連絡協議会通常総会 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座常任委員5名参加協力 ○6月17日 松本地方子ども会育成連絡会 会議 	<ul style="list-style-type: none"> 5月、10月、3月 常任委員会 6月、11月 ジュニアリーダー養成講座協力 2月中旬 こども会育成会地域連絡協議会
青少年センター 予算額：1,021千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月28日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○5月19日 安曇野市小中高等学校生徒指導連絡協議会第1回総委員会 ○5月31日 第2回運営委員会 ○6月1日 センターだより第5回号（広報）発行 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座運営委員2名参加協力 ○6月17日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○4月～6月 相談受付 ・不登校案件1名（相談回数5回） 	<ul style="list-style-type: none"> 7月、11月、3月 運営委員会 8月、12月、3月 街頭巡回 10月 中信4市補導センター連絡会議
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：71千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日 社会教育指導員会にて募集について説明 ○4月19日 募集チラシ配布 ○5月27日 申込み締切 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座36名参加（内児童28名、協力者8名） 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～5月 参加者の募集 6月11日 講習会（レクリエーション講座） 11月12日 講習会（三九郎組立講座）
まごころ工房 予算額：157千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 募集チラシ配布 ○5月20日 申込み締切 応募者：31名 ○5月29日 第1講座【ようこそ！ワウンパーク】開催 受講人数30名 ○6月18日 第2講座【紙飛行機&ブームラン】開催 	<ul style="list-style-type: none"> 年6回講座開催 5月29日 犬との触れ合い 6月18日 紙飛行機&ブームラン 10月29日 落語に挑戦 11月19日 デイサービス交流会 12月3日 和風作り 3月4日 調理実習
こども体験ショー 予算額：540千円	○5～6月 イベント内容検討	<ul style="list-style-type: none"> 4月～5月 イベント内容検討 8月下旬 出演者との打合せ 10月9日 環境フェアと同時開催
こども文化祭 予算額：344千円	<ul style="list-style-type: none"> ○5月 企画・運営方法検討開始 ○6月21日 役員会議 	<ul style="list-style-type: none"> 5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月26日 文化祭の開催 場所：みらい（予定）
安曇野こども映画教室 予算額：965千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 小・中17学校、市内4高校 募集チラシ配布 ○4月25日～5月19日 参加者・ボランティア募集 応募者：20名（定員） ボランティア：3名 ○4月30日 河崎監督・麻和先生・事務局打合せ ○5月28日 第1回 オープンスクール開催 受講者数16名 ○6月25日 第2回 教室開催 	<ul style="list-style-type: none"> 5月28日 毎月第4土曜日教室開催～11月26日 11月26日 完成披露上映会

放課後・家庭教育推進費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：272千円		6月下旬 第1回運営委員会の開催 10月中旬 第2回運営委員会の開催 3月中旬 第3回運営委員会の開催
放課後子ども教室 予算額：8,303千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月12日～14日 小学校との打合せ会議 ○4月27日 放課後子ども教室コーディネーター研修会 参加者：16人 ○4月27日 放課後子ども教室スタッフ研修会 参加者：108人 ○5月18日 豊科北小、豊科東小、明北小、穂高北小4校において保護者説明会 ○5月19日 明南小において保護者説明会 ○5月25日 豊科南小、穂高南小、穂高西小、三郷小、堀金小5校において保護者説明会 教育長 堀金小保護者説明会出席予定 	5月18日 放課後子ども教室の実施 ～3月 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：1,900千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月26日 情報誌ポケット5月号の発行 ○5月26日 情報誌ポケット6月号の発行 ○6月23日 情報誌ポケット7月号の発行 	5月～3月 情報誌ポケットの発行 9月 第1回家庭教育講座 11月 第2回家庭教育講座

児童館運営費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：173,966千円	<ul style="list-style-type: none"> ○児童クラブ入所随時受付け ○5月 堀金児童館網戸設置工事（582,117円） ○5月 豊科中央児童館樋、軒天修繕（275,400円） ○6月 南穂高児童館、遊具修繕（74,973円） 	5月 堀金児童館網戸設置工事 11月 入所説明会、入所申請受け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円	4月 14 日 第1回スポーツ推進委員会全大会 内容：委員委嘱、役員決定、事業計画等	6月 25 日 女性研修会（白馬村）
スポーツ推進審議会 予算額：182 千円		7月下旬 スポーツ推進審議会委員選出 8月下旬 第1回審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200 千円	5月末現在 申請件数：8件 交付額：160 千円	申請に基づき随時対応
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	5月 24 日 第1回実行委員会の開催	6月 26 日 第7回市民スポーツ祭総合開会式及びスポーツ交流会等
安曇野市体育施設使用料の見直しについて		6月中旬 第1回スポーツ推進審議会に諮問予定
公式スポーツ施設整備計画推進	5月 26 日 公式スポーツ施設整備推進庁内プロジェクトチーム会議	7月 24 日～8月 1日 新体育館整備基本計画に関する市民説会予定

スポーツ振興事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：8,352 千円	○鳴原清子ランニングクリニック 5月 22 日開催分：一般 58 人、ファミリー 25 人参加	○5、6 月から開始したスポーツ教室（13 種）の継続開催

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高立足マレットゴルフ場松伐採工事	6月 7・8 日 松伐採工事	6月下旬 松伐採工事（2回目）
黒沢マレットゴルフ場松伐採工事	6月 1 日 松伐採工事終了	
三郷体育館耐震補強工事設計業務	6月 15 日 耐震補強工事設計業務入札	2月下旬 耐震補強工事設計業務完了予定
明科体育館非構造部材耐震化工事設計業務	6月 14 日 耐震補強工事設計業務入札	2月中旬 耐震化工事設計業務完了予定
公共施設予約システム	6月 9 日 新予約システム構築に伴う打合せ	10月 1 日 新システム稼働予定

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化振興計画 進捗管理	・進捗管理	・現計画の計画期間は H29 年度まで。H29 年度に策定委員会組織の準備
東京藝術大学交流 事業	○楽器演奏指導事業 ・指導：東京藝術大学音楽学部 小畠善昭教授、器楽科学生・対象：市内中学校吹奏楽部生徒、市民 ・第 1 回 6 月 4 日(土)～5 日(日) 6/5 合同コンサート 来場者 327 人 樂器演奏指導(4 日)と合同コンサート(5 日)	・大学、学校等との調整 ・合同コンサート準備 ・初めての事業となる小中吹奏楽祭(10 月)の円滑な運営、H29 以降の開催日の調整
早春賦音楽祭 本 ステージ 主催：早春賦愛唱会	・期日：5 月 29 日(日) 13:30～ 会場：穂高会館 来場者 780 人	
信州安曇野薪能 主催：信州安曇野薪能実行委員会	・第 26 回信州安曇野能楽鑑賞会 期日 8 月 20 日(土) 会場 豊科公民館ホール 演目 舞囃子「天鼓」、能「融」「紅葉狩」、狂言「鐘の音」 ・第 2 回実行委員会 6 月 1 日(水) 5 月 27 日 青木先生会場下見	・龍門渓公園から豊科公民館ホールに会場を移して初めての開催。 ・子ども能楽教室 7 月 22 日(金)、29 日(金) 30 日(土)、8 月 7 日(日) 8 日(月)、19 日(金)
能楽教室	期日／会場 6 月 28 日(火)／豊科南中学校 6 月 29 日(水)／豊科南小学校 演目／土蜘蛛 5 月 18 日 会場校打合せ	
安曇野市美術館博物館連携事業	・美術館博物館無料開放 10 月 8 日(土)～11 日(月) ・安曇野市美術館博物館連携事業 第 1 回実行委員会 6 月 8 日(水)	・各館との合意形成、広報 ・参加館の募集

第5回田淵行男賞 写真作品公募 主催：田淵行男賞写 真作品公募実行委 員会	・第1回実行委員会 7月5日（火） ・表彰式：8月11日（木・祝）午後2時～3時30分 表彰式終了後、講演会（講師：飯沢耕太郎氏） ・展示：8月9日（木）～9月4日（日）	・表彰式準備
博物館協議会	・第1回会議：5月20日（金） 平成27年度各館事業報告について	第2回会議 10月中旬
安曇野市美術資料 等選定委員会	・第1回会議：6月2日（木） 資料の購入・移管・資料（プリント）の作成について	第2回会議 10月中旬

高橋節郎記念美術館事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展「高橋節郎の軌跡Ⅰ～出会いと初期作品～」	○会期 7月16日（土）～9月4日（日） 内容 高橋節郎の初期作品と、人生に影響を与えた作家の作品展示。豊田市美術館高橋節郎館・長野県信濃美術館等より作品を借用。 開会式 7月16日（土） 記念コンサート 7月16日（土） 出演：白澤春菜（ファゴット）、須沢恭子（ピアノ） ○講演会 8月21日（日）午後2時～3時 講師：瀬尾典昭（長野県信濃美術館 研究主幹） 演題：「高橋節郎の周辺 東山魁夷と石井柏亭を中心に」	・作品借用先との調整 ・開会式準備
第5回そば猪口アート公募展	○募集受付 7月5日（火）～18日（月・祝） ○審査会 8月1日（月）・2日（火） 入賞 大賞1点、準大賞1点、優秀賞2点 ○展覧会 10月4日（火）～11月6日（日） 表彰式：10月8日（土） ○市商工会の「新そばと食の感謝祭」、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力 ○巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館 山形県白鷹町文化交流センター「あゆーむ」	
講座「漆黒に輝く金と貝」（第1回）	・期日 6月4日（土）～5日（日） 講師：松崎森平、川ノ上拓馬（東京藝術大学漆芸研究室） 参加者数 6名	第2回 8月27～28日
講座「そば猪口加飾講座」	・期日 7月2日（土）～3日（日） 講師：青木宏憧、数永真太郎（東京藝術大学漆芸研究室） 定員 10名（募集中）	

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化財事業補助金 申請事務手続き	補助事業を実施している無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等、既に申請を受け付け開始している。	随時事務処理を行う。
出前講座 あづみのフィルムアーカイブ 映画「よみがえる安曇野」	H28.6.8:豊科高家真々部地区社会 13:30～ 参加者 37名	出前講座の申請があれば、随時対応したい。
民家調査	平成24年～26年に実施した民家調査の考察。 安曇野における本棟造りの有り方について調査。H28.6.14／6.21 飯沼家の調査（信州大学工学部建築学科梅干野成央ラボ）	継続調査
指定文化財の現状 変更事務処理	県史跡「多田加助宅跡」 (墓地内整備に係るもの)	県からの指示をうけて保護協議を実施
天然記念物 保護柵等設の整備	「安楽寺大門の松」「旧淨心寺クロマツ・カヤ・イチョウ」 保護柵等の整備	
史跡内除草作業	「上原古墳」「陵塚」「犬養塚」「B-13号墳」他	
文化財保護へ向た 啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	

歴史文書整理事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
歴史的価値ある 公文書の登録	廃棄文書から歴史的価値ある公文書へ登録する文書についての受け入れ作業	
古文書整理作業	飯沼家文書の調査	引き続き調査
歴史資料等新たに 登録するためのシ ステム立上げ	新しいシステム導入 契約と業者との打ち合わせ	
公文書館設置へ向 けての調査	保有文書の総数等調査他	継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
潮神明宮前遺跡 発掘調査	明科地域消防詰所建築に伴う発掘調査の実施 6/1～表土剥ぎ 6/6～調査開始（現段階で平安時代後期の 遺構確認している。）	調査期間：7月前半までの 予定
埋蔵文化財包蔵地 内等での開発に対 しての工事立会	一般開発・公共事業に伴う工事立会い	開発業者との連絡調整
文化財保護法 93・94条関係の 事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行なわれる際の 届出・通知受付事務	随時対応
埋蔵文化財発掘調 査 報告書刊行	芝宮南遺跡発掘調査（穂高南小学校プール建設）	

博物館係

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
展覧会 1 夏季企画展 「安曇野　人の一生 I 一大人になるってどんな こと?—」展	○開催概要 ・内容：安曇野の人々の誕生から成人までの願いや祈りが 時代によってどのように変容したか、また大人=一人前 になるとはどういうことなどかをテーマした展覧会。 会期：7月16日（土）～8月28日（日） 関連企画：講演会「ヒトになる」：平成28年7月23日（土） 午前10時～12時（会場 豊科交流学習センター きぼ う）ワークショップ・「子どもの魔除け・背守りをつくろ う」日時：7月30日（土）午後1時30分～3時30分 ワークショップ・「伝統食をつくろう 子どもの祝い」 日時：8月20日（土）午前10時～午後1時 夜の博物館を楽しもう「オリジナルろうそく作りと博物館 で肝試し」日時 8月11日午後5時30分～7時	・広報の検討 ・市内高校の在学生（2, 3 年）への成人意識調査 ・子育て世代を対象とした 出産・育児調査 ・30代前半の市職員等を対 象とした成人意識調査 ・展示資料借用等
展覧会 2 県立歴史館協賛展示 「この目で見たい！4000 年前の縄文人—里帰りし た明科北村遺跡出土の縄 文人骨—」	○開催概要 ・内容：9月から郷土博物館で始まる県立歴史館の巡回展 「長野県の遺跡発掘2016」の協賛展示として、旧明科町 北村遺跡で出土した人骨を中心に、安曇野の遺跡や資料 について知ってもらう展覧会。 ・会期：7月26日（火）～11月6日（日）	・広報の検討 ・関連企画の検討

展覧会 3 出前展示(コンパクト展示) 「昭和の農機具－安曇野機械化農業の足跡－」	○開催概要 ・内容：国営アルプスあづみの公園オープニングイベントに合わせ(公園側からの要請により)、戦後における安曇野の農業について、大きく変化した農機具について年代別に比較展示する形で示す展覧会。 ・会期：6月18日(土)・19日(日)	・国営公園担当との調整 ・展示資料の選定及び展示環境等の検討
講座 1 講座 「縄文土器を作ろう！」	○開催概要 開催日：6月26日(土) 土器づくり 10月15日(土) 野焼き 会場：穂高鐘の鳴る丘集会所 内容：土器の制作、野焼き 講師：矢口健陽氏	・参加者募集 5月24日(火)～6月23日(木)・6月25日(金) 土器づくり準備・10月14日(金)野焼き準備
講座 2 講演 「戦争を直接体験された市民の方から話を聞こう」	○開催要項 開催日：毎月第2水曜日 会場：豊科郷土博物館学習室 内容：聞き取り調査対象者を中心に、安曇野市内での戦争実態を体験をもとに話していただく。 講師：順次選定し依頼していく。	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	
ワークショップ 民具を知る・民具で学ぶ～博物館で活動しよう～ (会場は基本的に鐘の鳴る丘集会所及び穂高郷土資料館)	○内容 ・郷土博物館・資料館で行っている民具資料を活用し、安曇野の昔の暮らしを伝承する人材を育成するための講座 第1回 6月3日(金) 民具を使った博物館活動の現状と課題 第2回 7月初め(未定) 大麦の虫かご作り第3回 8月5日(金) わら草履作り 第4～5回 10月以降	講座参加者のうち、興味のある参加者には、今年度の「昔の暮らし体験教室」などの博物館活動に参加してもらい、教育普及活動の人材を育成していく。

貞享義民記念館

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
企画展示 1 絵画展「信州の四季を描く」 2 93歳の手仕事と、木の実あそび	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催期間：5月31日（火）～6月12日（日） 安曇野在住20年の上井彦之介さんが、日々目を奪われた風景を描いた絵画約30点を展示する。入館者数：178人 ・開催期間：6月15日（水）～6月26日（日） 93歳の女性の手作り小物と、リースなどの木の実アート作品を展示する。・ミニコンサート 日時：6月17日（金）午後2時～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・終了 ・展示作業：6月14日撤収 作業：6月26日・コンサートについて打ち合わせ
講座 1 古文書講座「古文書、はじめての挑戦ーその時何が起こったか!?」 2 臨地講座「義民をたずねて⑯上田藩・農民一揆の青木村」(仮)	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：古文書読解の基礎を学びながら、「信府統記」から貞享騒動の条文だけではわからない事情や騒動の過程をさぐる。 日程：平成28年6月4日（終了・受講者27人）、18日、7月2日、23日、9月10日、24日、10月15日、29日いずれも（土） 時間：午後1時30分～3時30分 講師：青木 教司さん（元松本城管理事務所研究専門員） 定員：30人 ・内容：江戸時代からたびたび農民一揆がおこった青木村をたずね、その特徴や意味を学ぶ。 日程：平成28年9月7日（水）午前9時～午後5時 場所：青木村歴史文化資料館、旧跡、上田城跡、上田市臍博物館など 講師：未定 定員：20人（抽選） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト作成 ・講師の選定、依頼 ・現地調査 ・広報232号に掲載、受講者募集 ・資料作成

平成 28 年度第 1 回安曇野市博物館協議会 会議概要

- 1 会議名 平成 28 年度第 1 回安曇野市博物館協議会
- 2 日 時 平成 28 年 5 月 20 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 3 会 場 安曇野市役所本庁舎 3 階 共用会議室 306
- 4 出 席 者 河合委員、滝沢委員、林委員、赤沼委員、浅川委員、金井委員、笹本委員、高原委員、細野委員、宮澤委員、山田教育部長、那須野文化課長、百瀬館長（農科郷土博物館）、荒深館長（農科近代美術館・飯沼飛行士記念館）、伊藤学芸員（田淵行男記念館）、大月館長（穂高陶芸会館）、宮下館長（高橋節郎記念美術館）、清水館長（貞享義民記念館）、内川館長（臼井吉見文学館）
- 5 担当課出席者 三澤文化振興係長、西山博物館係長、逸見博物館係主査、倉石博物館係員、松田博物館係員、丸山文化振興係主事
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0 人 記者 1 人
- 8 会議概要作成年月日 平成 28 年 5 月 31 日

協議事項等

○会議の概要

- 1 開 会 (那須野文化課長)
- 2 あいさつ (山田教育部長)
- 3 辞令交付
- 4 自己紹介
- 5 説 明 (博物館協議会について)
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 報告・協議
 - (1) 平成 27 年度各館事業報告
 - (2) その他
- 8 その他
- 9 閉 会 (那須野文化課長)

○会長及び副会長の選任

安曇野市博物館条例第 21 条に基づき、委員による互選により、会長に笹本正治委員、副会長に滝沢知子委員が選任される。

○協議概要

- (1) 平成 27 年度各館事業報告

●資料内容説明 (各博物館・美術館長)

●委員からの意見

- 会長 ・ 施設ごとの職員が少なくどうにもならないという状況の中で、今後の事業展開につながるようなご意見をいただきたい。
- 委員 ・ 入館者の集計については様式がまちまちだが、全館の書式を統一すればこのデータも色々なものに活用できる。
- 会長 ・ 事務局で統一した書式を作っている。各館はその書式に沿って入力してもらいたい。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊科郷土博物館は良い活動をしていると思う。 ・ 次代を担う学芸員の育成について、今後の構想はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市立博物館構想では、博物館の建設は長期的な視点で考えるとする代わりに、学芸員体制の充実を喫緊の条件整備の一つとして位置付けている。 ・ 学芸員体制の充実については、継続的に要求しているものの、現状は非常に厳しい。体制が整うまでは、引き続き非常勤の学芸員にカバーしてもらいたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員体制が確立されないと新しい博物館はつくれない。財産になるべきは博物館そのものよりも学芸員である。 ・ お褒めの言葉があったように、各館が以前と比べて大きく飛躍している。大変なのは承知だが、今まで以上に汗をかいいただきたいと思う。
郷土博	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他所の博物館で、当館には非常勤職員しかいないと言うと非常に驚かれる。単年度契約である非常勤職員に、2、3年後の企画を考えさせるのは非常にむごいことである。この現実の下で、今後の学芸員体制の充実をお願いしたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館が周りから必要とされることで、予算や人材を要求することができる。これを認識した上で、どういう方法があるか今後考えていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国の学芸員の状況としては、学芸員資格を取った若い人たちが、学芸員職に就けず他の職種に流れていくという現状がある。 ・ 豊科近代美術館について、委託料の予算と決算の差額が200万あるのはなぜか。 ・ 資料の収集について、現在の美術館における仕組みはどうなっているのか。
近美	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料について、希望があれば、夜9時30分まで貸館部分について利用できるようになっており、この夜間の警備業務を予算化したため高額となつたが、現実には利用者がいなかつたため、差額が200万円となった。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料収集について、昨年度美術資料等選定委員会という委員会を設けた。 ・ 豊科近代美術館、田淵行男記念館、高橋節郎記念美術館において収集する作品等について、選定委員会での審議を経て収蔵するか否かを決定する。候補作品については各館が希望をあげるようになっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間行事ガイドには、スタンプラリーのようなものを盛り込んではどうか。市内の小中学生に配るのであれば、工夫することでよい宣伝になる。 ・ 学芸員の問題については、学芸員の職務を保証するシステムが必要だ。いい人材がいても、将来が不安定であれば働き続けてもらうのは難しい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員については、市全体が学芸員の必要性を理解することが必要である。 ・ 年齢構成の問題もあり、新しく博物館をつくるときに一定の年齢層の学芸員だけ採用してしまうと後に続かない。戦略的に動いていくことが必要。 ・ ミュージアムも数が多ければ良いというわけではない。学芸員が勉強できる環境が整っていることが重要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間行事ガイドについて、ネット環境に対応することを考えてみてはどうか。無料チケットがダウンロードできる等の呼び水をつくってもいいかと思う。博物館法では、ミュージアムは本来無料で利用できるものであり、このような仕掛けがあつてもいいかと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット環境への対応はまだ弱い。ただ対応すればいいというわけでもなく、どのように活用していくかを考えることが重要。 ・ 安曇野市では小中学生の無料化に始まり、徐々にその範囲を広げてきている。ほかの方法について今後も検討したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊科近代美術館の名称について、変更の予定はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設の名称変更については、今後検討することになっている。他の施設等で旧町村名を残しているものが多くあり、それらと整合性を取りながら進めていく。

- | | |
|-----------|--|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さい施設には学芸員がいない、さらに指定管理施設の場合、管理団体が変われば継続性がなくなってしまう。管理団体が担うのは管理・運営のみで、研究・資料収集には正規職員の学芸員があたるという体制があればいいと思う。 ・ 近隣市町村の他施設と連携して色々なことができればいいと思う。 ・ 景観を考えつつ館周囲の手入れをしていく必要がある。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた条件の中でどういったことができるか、というご意見をお願いします。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飯沼飛行士記念館の展示について、飯沼飛行士が亡くなった経緯が実際とは異なっている。これについては展示の変更等を考えているか。 |
| 飯沼館
委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 館の展示は、ご遺族の意思に沿うという意味でのような形になっている。 ・ 節郎館について、ミュージアムグッズとしてクリアファイルがあつて良かった。来館者としてはこのような行った記念になるものがあると良いと思う。 ・ 手ごろな値段で入館できて、プラスでそういうものを売れば収入になると思う。 ・ 館の防犯について、外から容易に入れる箇所が不安。一定時間ごとに巡回する等、気にかけてもらえばよいかと思う。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少し違うが、来館者や職員の安全確保、或いは収蔵資料の安全確保についてもう一度確認しなければならない。災害時の対応マニュアル等、市として全体をまとめいかなければならないと思う。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い人に訴えるためには、ホームページやツイッター、フェイスブックのようなソーシャルネットワークを通じたPRを行うと効果的ではないかと思う。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人に訴えかける時に、ソーシャルネットワークはとても重要。各館少しづつその方法について考えてもらい、それを横につなげていく方策を模索したい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ミュージアムが一般の人でも見られるようにということで、出前展をやっていただきて良かった。できれば今後も色々な会場でやっていただきたい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館・博物館で子どもが体験的に学習できるのはありがたい。行って満足ではなく、後にまたここに行きたいと思わせるようなしきけが欲しい。子どもたちの主体的な学びを支える仕組みを考えてほしい。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館・美術館は、子どもに「何だろう」と考えさせる最大の装置。博物館は単純に解答を出すところではないことは、皆さん十分におわかりだと思う。 ・ 学校側は博物館に丸投げせず、どのように博物館を活用するか考えてほしい。学校の意見をここで言っていただきて、なおかつ博物館からもそれに対して意見を言える場にしていきたい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの館が安曇野市の文化振興のために充実した活動を展開していると思う。人や財源の少ない中、知恵を絞りあって活躍している。 ・ さらなる発展のためにも、色々な課題に対して一つ一つ地道に話し合いながら、乗り越えていただきたい。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当協議会は、全体としてどのようにすれば安曇野市の文化が向上するかを協議していくもの。市全体のデザイン化の中で、10年あるいは20年先を見据えた時に、どう動けば良いかを議論しなければならない。今日は非常に多くの課題が浮き彫りになった。これからも、さらに議論していきたい。 |

(2) その他

●新市立博物館構想、安曇野風土記について（事務局）

事務局・・ 次回の会議は10月頃を予定している。平成29年度に向けて、具体的なご提言をいただきたいと思っている。本日はありがとうございました。

以上

平成 28 年度第 1 回安曇野市美術資料等選定委員会 会議概要

- 1 会議名 平成 28 年度第 1 回安曇野市美術資料等選定委員会
- 2 日時 平成 28 年 6 月 2 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 3 会場 安曇野市役所本庁舎 3 階 会議室 301
- 4 出席者 笹本委員、伊藤委員、岸田委員、征矢野委員、岸野委員、幅谷副館長（豊科近代美術館）、斎藤館長、伊藤学芸員（田淵行男記念館）、宮下館長（高橋節記念美術館）
- 5 担当課出席者 那須野文化課長、三澤文化振興係長、丸山文化振興係主事
- 6 公開・非公開の別 一部公開（個人に関する情報を扱うため、公開することにより円滑な審議が阻害されるおそれがあるため）
- 7 傍聴人 1 人 記者 0 人
- 8 会議概要作成年月日 平成 28 年 6 月 9 日

協議事項等

○会議の概要

- 1 開会（那須野文化課長）
- 2 あいさつ（那須野文化課長）
- 3 辞令交付
- 4 自己紹介（省略）
- 5 説明（美術資料等選定委員会について）
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 審議（以下非公開）
 - (1) 収集希望作品について
 - ア 田淵行男記念館収集希望作品
 - イ 豊科近代美術館収集希望作品
 - (2) 豊科近代美術館外収蔵庫視察
 - (3) 豊科郷土博物館収蔵庫視察（移管希望作品視察）
- 8 その他
- 9 閉会（那須野文化課長）

○会長及び副会長の選任

安曇野市博物館条例第 26 条に基づき、委員による互選により、会長に笹本正治委員、副会長に伊藤正大委員が選任される。

○審議概要

- (1) 収集希望作品について
 - ア 田淵行男記念館収集希望作品
- 資料説明（田淵行男記念館）
- 委員からの意見
- 田淵行男賞受賞作品について
 - 会長 ・ 田淵賞受賞作品ということで、写真的内容も素晴らしいものである。
 - 委員 ・ プリントの場合、時間の経過で劣化するが、データとして保存はするか。
 - 田淵館 ・ プリント自体は専用の袋に入れて、中性紙の箱に保管することである程度劣化を抑える。データの方も作家から入手することになっている。

- | | |
|----|---------------------------------|
| 委員 | ・ 作品の貸し借りについて、データでやり取りをされてはどうか。 |
| 会長 | ・ そのあたりは問題ないように扱っていただきたい。 |
| | ・ 現時点では反対意見なしということで進めたい。 |

イ 豊科近代美術館収蔵品検分審査

●資料説明（豊科近代美術館）

●高田博厚作品について

- | | |
|----|---|
| 委員 | ・ 高田博厚のデッサンはいくつか収蔵されているが、風景を描いたものは珍しい。 |
| 委員 | ・ きれいで良い作品だと思う。 |
| 委員 | ・ 彫刻家の色彩感がわかるよい資料だと思う。 |
| 会長 | ・ こういう作品は購入できる機会が少ない。お話をとおり作家の色彩感がわかる良い作品であり、購入希望価格もそれほど高くない。 |
| 委員 | ・ 作品の経緯もしっかりとわかっていて良い。 |
| 委員 | ・ ノルマンディーの風景かと思われる。良い作品である。 |
| 委員 | ・ マット紙や額縁が劣化してきているので、できれば修復した方が良い。 |
| 会長 | ・ 購入に関しては、問題ないということで進めたい。 |

●中村善策作品について

- | | |
|----|---|
| 委員 | ・ 当時明盛村公民館が新設された時に、中村先生にお願いして描いてもらったもの。寄贈ではなく村で買い上げたものだったかと思う。 |
| 委員 | ・ 裏には「贈呈」と書いてある。 |
| 委員 | ・ 「贈呈」に対して「謝礼」を送ったということだろうと思われる。 |
| | ・ 当時と比べると大分色があせている。戦後間もない時の油絵具を用いており、ひび割れもかなり入っている。 |
| 会長 | ・ このまま放置しておくと劣化が進んで非常に良くない。これ以上劣化を進めさせないためにも、所管替えについてはどうか。 |
| 委員 | ・ 賛成である。 |
| 委員 | ・ 割れがひどいが、何とか修復できるのではないかと思う。中村先生は松本平では特に重要な作家なので、所管替えした上で是非修復してもらいたい。 |

●小林邦作品について

- | | |
|----|--|
| 委員 | ・ いい絵だと思う。 |
| 会長 | ・ いい状態で残すためにも、所管替えが必要だろうと思う。 |
| 委員 | ・ リスト等できちんと所在等がわかるように管理していくことも必要かと思う。 |
| 委員 | ・ 今まで見たことない作品である。貴重なものだと思う。 |
| 会長 | ・ 学校や村長室等に飾られていて、良い状態でないものが他にも出てくるかと思う。こういったものを残していくためにも、所管替えは必要ということでおろしいか。 |
| 委員 | ・ 良い。 |

●高山晃作品について

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 委員 | ・ 寄贈者名のプレートがあるが、作品の来歴がわかるのでこれは大事である。 |
| 委員 | ・ いい絵である。 |
| 委員 | ・ 『母と子（仮称）』はこの作家の主な作風のもの。色紙の作品は珍しい。 |
| 会長 | ・ これらの作品についても所管替えということでよろしいか。 |
| 委員 | ・ 良い。 |

●降旗篁岳作品について

委員・・ 金泥ではなく真鍮を使っている。

委員・・ 顔料の粒子が見える。胡粉ではない。

会長・・ いい環境に置きたいということで、所管替えについていかがか。

委員・・ 良い。

●上田太郎作品について

会長・・ こちらの2点について、所管替えしてもよろしいか

委員・・ 良い。

(2) 豊科近代美術館外収蔵庫視察

●経緯・現況説明（豊科近代美術館）

●委員からの意見

会長・・ 先程の話のとおり色々な場所から持ってきており、いつの時代の、どこの物かがわからないというのは、歴史・民俗の分野からすると非常に問題であるが、こういう展示にすると価値が出てくる。

- ・ 地元の芸術家たちに見てもらえば、新しいヒントとなるだろう。これを目当てに美術館に来てくれる人が出てくるかもしれない。

委員・ 例えは椅子の特集コーナーをつくる等、テーマ付きで展示をして、数ヶ月周期で入れ替えるようにすればリピーターも増えるだろう。

会長・ 専門家でも年代や国の判別が難しいものが多い。

委員・ 一つ一つ収蔵品をきれいにしていくのは大変な作業だと思う。

会長・ この様な形で市民に見ていただける状態になったことは、一つの成果である。

(3) 豊科郷土博物館収蔵庫視察

●現況説明（事務局）

会長・ 資料がこういう状態で、収蔵庫のスペースに余裕がないとなれば、きちんとした場所に移動すべきだと思う。

- ・ こういう機会にどういったものが収蔵されているのか、一度整理した方が良い。
- ・ 現時点ではわかっている中にも重要な資料がいくつもある。そういうものを活用するためにも、今後所管替えも含めて整理等を進めていかなければならない。

○その他

事務局・ 次回の会議について、基本的に新たな案件が生じたときに開催させていただきたい。案件が発生した場合には、10月頃、もしくは年度末頃の開催となる。よろしくお願いしたい

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○第 7 回能面と能装束展 <ul style="list-style-type: none"> ・会期: 6 月 28 日～8 月 19 日 ・会場: 穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 6 回あづみの新進音楽家公開オーディション <ul style="list-style-type: none"> ・期日: 7 月 30 日(土) ・場所: 穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール ・一般の部 12 組、ジュニアの部 11 組
明科交流学習施設事業		<ul style="list-style-type: none"> ○ランスさんと英語で遊ぼう <ul style="list-style-type: none"> ・日時: 7 月 22 日(金) 16:00～17:00 ・場所: 明科子どもと大人の交流施設「ひまわり」 対象: 小学生以上
交流学習センター運営委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○交流学習センター運営委員会(第 2 回) <ul style="list-style-type: none"> ・期日: 7 月中旬 ・場所: 未定 ・内容: 「図書館及び交流学習センターの管理運営の方向性について」「その他」 <p>※図書館協議会との合同開催</p>

図書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
図書館事業		<ul style="list-style-type: none"> ○中信地区公共図書館長会 <ul style="list-style-type: none"> ・期日: 7 月 21 日(木) 13:30～ ・場所: 穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール ・内容: 県図書館協会公共図書館部会各役員について、情報交換、その他 ○図書館協議会(第 2 回) <ul style="list-style-type: none"> ・期日: 7 月中旬 ・場所: 未定 ・内容: 「委員委嘱」、「図書館及び交流学習センターの管理運営の方向性について」、「その他」 <p>※交流学習センター運営委員会との合同開催</p>